

コロナに打ち克ち希望と活力ある地方の実現に向けた提言（案）

全国知事会
令和3年6月

新型コロナウイルス感染症は、本来であれば第2期地方創生の実りの時期を迎えていたべき我が国から、「ひと」の流れを止め、「しごと」を奪い、「まち」の活力を失わせている。現在、新規の感染を抑制しつつある地域もあるものの、依然として重症者の増加傾向に歯止めがかかるず、医療体制は引き続きひっ迫した状況にある。また、ウイルスが全国的に感染力の強いイギリス株にはほぼ置き換わったとされていることに加え、さらに感染力が強いとされるインド株も各地で確認されている。感染拡大の波が繰り返される恐れはいまだ消失しておらず、当面は医療提供体制の強化とワクチン接種の推進など、感染症対策に総力を挙げていくことが地方創生にとっても最優先課題である。

一方で、感染症によって人々の価値観に変容が生じ、DXにより距離の制約が克服されることで、リモートワークやワーケーション、二拠点居住などの新しい働き方・暮らし方が進みつつもある。ここから、地方創生を「Build back better」、コロナ前よりも、より良いものとするため、ポストコロナの地方創生においては、未来技術を最大限活用し、社会全体のDXを進めて地方創生のステージアップを図らなければならない。

また、感染症は社会における孤独・孤立の課題を顕在化させることともなった。孤独・孤立は、現在その境遇になくとも、いつ何時、誰しもがなりうる可能性がある。そのため、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざして、一人ひとりの個性と多様性が尊重され、「生きづらさ」を感じている人たちが社会から孤立することのない、「誰もが活躍する地域社会」を実現しなければならない。

東日本大震災から10年の節目を迎えた。いまだ多くの方が避難生活を余儀なくされている中、「被災地の復興なくして日本の復興なし」の認識の下、引き続き被災地の復興に取り組むとともに、震災の教訓をふまえ、防災・減災、国土強靭化の取組を進めることで、「新次元の分散型国土」を創出していかなければならぬ。

すべての国民が輝ける活力ある地方を創り、地方創生を真の意味で新たなステージに押し上げるため、我々47人の知事は、地方の現場を預かり、感染症対策の最前線に立って、地域の経済と雇用、かけがえのない故郷を守る決意でいる。国においても、これまで以上に私たちと力を合わせ、直面する難局を乗り越えて「自助・共助・公助、そして絆」の社会を創るために、以下の項目についてしっかりと取り組まれるよう強く求めます。

I 大胆かつ迅速な経済対策の策定

- 新型コロナウイルス感染症（以下、文中においては「感染症」という。）の影響により、地域経済は疲弊し、多くの雇用が失われている。引き続き感染症対策はもちろんのこと、累次の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の影響により、悪化している地域経済の回復・活性化対策が急務であることから、予備費の活用や補正予算を編成するなどして、大胆かつ迅速に経済対策を実施すること。
- 感染症がいまだ収束しない中、雇用は悪化を続けていることから、地方創生の基盤である雇用対策には特に注力する必要がある。緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の影響により、対象地域外の地域や営業時間短縮要請の対象となった飲食業以外の業種においても厳しい影響が生じている。地域や業種を問わず多くの事業者が国全体の感染拡大防止に協力し、雇用継続に努力されていることに鑑み、雇用調整助成金等の特例措置や事業の継続のための持続化給付金・家賃給付金等など、事業者への支援の継続や拡充を行うことはもちろんのこと、リーマン・ショック時を上回るような基金を活用した「緊急雇用創出事業」の創設など、離職を余儀なくされた労働者を支援するための雇用対策についても、予備費の活用や補正予算を編成するなどして、早急かつ公平に実施すること。

II 新型コロナウイルス感染症対策

（Ⅰ）新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の確保・充実

（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の確保・充実）

- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下、文中においては「臨時交付金」という。）は、令和2年度補正予算や予備費の活用により、累計で8兆円規模の総額が確保されたことで、地方が必要とする感染症対策、雇用・経済対策に一定程度取り組むことができた。また、今年度においても予備費の活用により、感染拡大の影響を受けている事業者への協力金など、地方が感染症対策を実施するための新たな特別枠として、5,000億円が措置されたことは、高く評価するものである。一方で、変異株の猛威により、感染が全国各地へと急拡大し、追加的な財政支援を要する状況となっていることや、感染症の拡大による社会経済活動の低迷により、地方の税収入は大幅な落ち込みが見込まれることなどから、地方財政は極めて厳しい状況下にある。地方が引き続き感染症対策はもちろんのこと、特に悪化している雇用情勢をふまえた雇用・経済対策や、地域の実情に応じた独自の対応を、地方の判断により実施できるよう、時機を逸することなく、補正予算の編成や予備費の活用などにより、全ての地方自治体が必要とする額を確保し、追加配分を実施すること。具体的には、地方単独事業に充当できる臨時交付金のさらなる増額や、配分が留保されている事業者支援分の早期配分、協力要請推進枠の地方負担の見直し、即時対応特定経費交付金の期限撤廃及び交付基準の引き下げなど、国として全面的な財政措置と柔軟な運用を行うとともに、協力金単価についてこれまでの運用拡大措置の継続や大規模施設等の規模に応じて算定する協力金に係る事務経費について、飲食店と同様に措

置するなど、適用される制度間での協力金の財政支援の公平化を図ること。また、地域の実情に応じた事業を地方の判断により実施できるよう、基金への積立要件の弾力化や期間延長、繰り越しに係る柔軟な対応や手続の簡素化、実施計画の柔軟な変更の承認や実績報告の簡素化など、さらに自由度の高い柔軟で弹力的な制度とすること。

（2）ワクチン接種の円滑な実施など感染防止対策の徹底

①ワクチン接種の円滑な実施

（ワクチン接種の進め方）

- ワクチン接種については、「国民の安全・安心を第一に進めていく」との基本姿勢に立ち、ワクチンの必要量を迅速に確保した上で、高齢者等への優先接種以降の一般接種分も含めた、ワクチンの種類や量、供給時期等の情報について、より具体的な供給スケジュールや配分量等を、確定日付の提示を含め、速やかに示すなど、ワクチン接種の全体像を早期に明らかにし、迅速かつ着実に進めること。また、新たに承認されたワクチンも含め、ワクチンについての情報を、副反応等も含めて地方と組織的に共有するとともに、円滑なワクチン接種のため、国民にワクチン接種の意義・効果等について周知・広報を継続的に行うこと。
- 早期にワクチン接種を完了させるため、大規模な集団接種会場の設置や医師・看護師で構成する接種チームの結成による、特に医療資源の脆弱な地方への巡回接種、学校や企業における健康診断等の機会を活用した校医や産業医による接種など、新たな接種体制を検討し、早期に構築すること。
- 薬剤師等がワクチン接種を行っている海外の例も参考に、ワクチン接種ができる者の範囲の拡大等、接種を行う者の確保に向けた検討を進めること。

（高齢者への優先接種等）

- ワクチンの輸入量の確保や安全性を検証した上での速やかな承認手続きにより、必要量を確保し、高齢者への優先接種を円滑に進めること。また一般接種への円滑な移行のため、具体的な供給スケジュールや配分量等について、速やかに示すこと。
- 地方の実情に応じた接種が円滑に実施できるよう、ワクチンの供給状況に応じて、優先接種者の範囲を柔軟に取り扱うことを可能とするとともに、災害からの避難者などについても、漏れのない接種体制を確立すること。
- 高齢者接種の7月末までの完了に向けて都道府県が行う「大規模接種」について、ワクチンの接種や問診などを担う人材を確保するため、国立病院機構や大学病院、鉄道会社の附属病院などの企業立病院、健康保険組合立病院、産業医を擁する事業者内診療所などの医療資源を最大限活用できるよう、縦割りを打破し、関係省庁から強力に働きかけを行うこと。また、使用が予定されているモデルナ社製ワクチンの迅速な配送及び都道府県に対する財政支援を、国の責任において確実に実施すること。

(優先度を勘案した一般接種の円滑な実施)

- 高齢者への優先接種完了後的一般接種については、基礎疾患のある方や高齢者施設の従事者、障がい者施設の入所者等に加え、子どもの安全・安心を確保するため、保育士や教職員等を優先するなど、引き続き優先度を勘案したうえで、市町村、都道府県、国がそれぞれに実施する接種について接種に係る一元的なシステムを構築するなどして適切に情報共有を行い、重複や混乱の生じないよう迅速かつ円滑に実施すること。

(地方及び医療機関の負担の軽減)

- 地方においては、通常業務に加えて感染症対応やワクチン接種業務にあたっており、また、医療機関においても通常診療を行いながらの対応を行っていることから、多大な負担が生じている。そのため、ワクチン接種にかかる事務・手続については、明確かつ簡素なものとし、事務負担の極力の軽減を図るとともに、ワクチンやディープフリーザの確保はもちろんのこと、接種を担う医師、看護師等の医療従事者について、日本医師会や日本看護協会へさらなる協力を依頼するほか、自衛隊の医療従事者の派遣や集団接種会場の開設等の医療資源の確保を図ること。また、ワクチン接種に必要な資器材や医療従事者の確保など、接種にあたって必要となる費用についても、国において万全の対応を行うこと。

(接種に従事する医療従事者への支援等)

- 短期間で大規模な接種を行うためには、接種に従事する医療従事者に通常診療を休止するなどして協力していただく必要がある。接種に協力していただく医療従事者に対しては、通常診療の休止などによる影響額をふまえた十分な報酬が受け取れるよう財政措置を行うこと。また、報酬額に地域差が生じないよう、国において目安となる単価を早急に示すこと。併せて、診療時間内の予防接種の単価増額や民間病院での接種場所確保の支援を検討すること。
- ワクチン接種済の医療従事者については、接種を行う者の確保の観点からも、「濃厚接触者」の定義について見直しを検討すること。

(ワクチン余剰分の取扱い)

- キャンセル分も含めたワクチンの余剰分について、廃棄処理や接種券の送付を受けていない方への接種に係る考え方や、当初予定していた方以外に接種した場合においても予防接種法に基づく健康被害の救済対象とすることなど、国としての対応指針を示すこと。

(複数のワクチンが混在する場合の対応)

- 複数のワクチンが混在して流通した場合の配分や選択の考え方を明確に示すこと。また、広く国民に正確な情報提供を行うとともに、適切な管理の仕方にも相違があるため、医療従事者にも迅速に情報提供を行うこと。

(ワクチン接種関連システムの適切な運用)

- ワクチン接種関連システムの制度設計は、関係省庁が連携して一体的に行うことともに、窓口も一元化し、自治体独自の予約システム等との一体的運用に配慮すること。また、システムに関する情報を速やかに提供するとともに、システムの運用にあたっては、地方と緊密に連携しながら検証を進め、明らかになった課題については早急な改善に努めること。
- 「ワクチン接種記録システム（VRS）」及び「ワクチン接種円滑化システム（V-SYS）」の適切な運用に向け、都道府県においてもVRSを早期に活用できるようシステム改修を行うとともに、2つのシステムの早期の情報連携や入力・移行作業の簡素化、医療機関への情報入力についての協力要請など、現場の実情に即した柔軟な対応が可能となるよう、必要な措置を講じること。なお、市町村に過度な負担とならないようシステムの改修を行うとともに、システムについて十分なセキュリティ対策を講じ、情報漏洩等が生じることのないよう、万全の措置を講じること。

②感染防止対策の徹底

(感染防止対策の徹底)

- これ以上の感染拡大を回避するため、国においては、黙食・マスク飲食等の感染拡大防止対策を強化するよう呼びかけるとともに、緊急事態宣言対象地域やまん延防止等重点措置区域等をはじめとする感染拡大地域への移動の自粛や往来する場合の感染防止対策の徹底などについて強く呼びかけるなど、引き続き、感染防止対策を確実に実施すること。
- 疑い患者等に係る情報など、隣接圏域における保健所間等の情報共有の仕組みを確立するとともに、感染者情報の統一的な公表基準を定め、併せて、都道府県境を跨ぐ移動についての考え方を含めた基本的対処方針の改定や地域限定も含めた緊急事態宣言の発動について、地方と十分協議しながら適切に行うこと。
- 今回、感染防止のために講じられた各種の特例措置について、今後の制度改正の議論において、恒久化や一定条件下での機動的な発動も視野に入れて検討すること。
- 新型コロナウイルスを完全に制圧するため、必要十分なワクチンの開発・確保・供給を図るとともに、特効薬や治療法の確立を実現すること。

(まん延防止等重点措置の適用)

- まん延防止等重点措置の適用にあたっては、ステージ判断指標との関係など適用基準を明確に示すとともに、早期に感染を抑え込むためにも、スピード感をもって都道府県知事の判断で迅速かつ柔軟に発動可能な運用とするなど、機動的に対処すること。

(変異株による感染拡大の防止)

- イギリス株よりもさらに感染力の強いインド株が国内各地で確認されていることから、変異株も含めた感染拡大防止策を展開することが現下の対策の根幹であり、積

極的疫学調査と入院・治療の徹底を図り、都道府県・保健所が感染ルートを探知し感染の封じ込めを図れるよう支援すること。併せて、緊急事態宣言地域外も含め地域の実情に応じた大規模なPCR検査実施など思い切った対策を速やかに講じ、新技術の導入支援も含め、PCR検査や積極的疫学調査等に対する強力な財政支援を行うとともに、国が保有している全国の感染事例を専門家の分析・検証とともに共有すること。

- 全国各地での変異株の増加をふまえ、具体的な変異株対策を速やかに示すとともに、N501Y、E484Kなどの変異も含め新型コロナウイルス検体の全数調査を最終目標として、N501Y以外の変異株も対象とした遺伝子解析を地域でスクリーニングできる体制づくりを、民間検査機関への判定働きかけも含めて推進し、解析を国全額負担で実施することができるよう、試薬の配分等も含め速やかに体制強化を図ること。
- 早急にスクリーニング検査の全国比較ができるよう公表基準を統一して、国内の新型コロナウイルスの感染力の変化や特性、世界各国で確認されている変異株との関係、重症化や子ども・若者への感染等についての分析、さらには新たな変異株のサーベイランスなど、科学的・専門的情報を迅速に提供するとともに、最新の知見をふまえた対処方法を示し、これに基づく方針変更について丁寧に都道府県に説明を行い、併せて各種の情報や対処方針等について国民に分かりやすく丁寧に説明すること。また、民間検査機関での実施分も含め変異株サーベイランスに要する経費は、国において全額財政措置をすること。

(医療提供体制の強化に向けた支援)

- 診療・検査体制の整備や、入院医療機関及び宿泊療養施設の受入・運営体制の確立等について、引き続き新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等により継続して十分な支援を行うこと。また、交付上限額の見直しや手続の簡素化、病院・宿泊療養施設の緊急整備・改修等による患者受入体制整備への使途拡充及び医療従事者不足をふまえた柔軟な人員配置、疑い患者受入協力医療機関及び一般の入院受入医療機関の空床確保料の引上げ、従来の病棟を単位とする重点医療機関の施設要件の弾力的な運用、確保した全ての病床に対する継続的な空床補償等、実態をふまえた見直しを行うとともに、引き続き地方が必要とする額を確保すること。
- 実際に発熱患者を受け入れた診療・検査医療機関に対して、診療報酬上の措置や協力金の支給など受入れ患者数に応じた支援を行うとともに、スタッフの危険手当の制度化や罹患した場合の療養や休業補償等を行うほか、医療・介護従事者に対する慰労金について、対象期間の延長や支給対象の拡大など、今後の感染状況に応じ柔軟な対応を行うこと。また、医療・介護従事者等の子どもや濃厚接触児童の受け入れ等に従事する、保育所や放課後児童クラブなどの児童福祉施設等の職員や、薬局、あん摩マッサージ指圧、鍼灸等の事業所、保健所において感染症への対応を行う職員に対しても支給できるよう対象者を拡大するとともに、支給対象者間で不平等が生じないようにすること。
- 第4波への対応を図るとともに、今後の新興・再興感染症の感染拡大にも対応できるよう、感染症の重症・中等症患者の受入に中心的な役割を果たした、二次・三次医

療を担う医療機関の診療報酬を大幅に引き上げること。また、今回の感染症への対応により顕在化した課題をふまえ、地域で必要な医療の供給量を再検証した上で、当面は医学部の定員増を継続するとともに、公立・公的病院に係る地域医療構想については、感染症対策に支障のないよう、慎重な対応を図ること。さらに、医療従事者や重症化リスクの高い高齢者施設等における感染を防止するための施設職員に対する定期的な検査への財政支援や感染が確認された場合の支援チームの派遣について、引き続き支援すること。

- 感染者数の急増時においても積極的疫学調査や入院勧告などの重要な機能を保健所が円滑に担うことができる体制を確保するため、国としても保健師の派遣や育成も含めた体制の充実・確保を図るとともに、保健所業務のひっ迫に対応するため、業務の効率化・簡素化について見直しを継続して検討すること。
- 診療・検査医療機関や受診相談を行う医療機関が引き続き発熱患者への対応を行う必要があることをふまえ、補助金の交付や個人防護具（PPE）の支給等の支援を継続すること。
- 回復患者を受け入れる医療機関や社会福祉施設への支援、高齢者や障害者の入所施設等の従事者への集中的検査及び幅広いPCR検査（モニタリング検査）に要する経費など、医療検査体制の充実に要する財政負担が多額となることが見込まれるため、感染者の多い地域に対する臨時交付金の感染症対応分の増額など、国として全面的な財政措置を行うこと。

（医療機関等や福祉施設の経営安定化）

- 今後の深刻な病床ひっ迫時にも対応していくため、一般医療の制限を行う範囲等の指針について、国が責任をもって明らかにし、当該制限に伴い生ずる経営上の損失の補償についても国の責任において財源措置を行うほか、処遇改善や業務負担軽減を通じた医療従事者の確保、感染症専門施設の設置支援に取り組むこと。また、こうした地域の医療・福祉の提供体制を維持するため、感染症患者の受入れの有無にかかわらず、受診・利用控えにより減収が生じている医療機関、薬局、健診機関、介護・福祉サービス、あん摩マッサージ・鍼灸・柔道整復等の事業所等への支援を行うこと。
- 見直された病床確保計画においては、コロナ病床の稼働率向上のため、後方支援病床の確保等についても盛り込まれたところであり、その確実な確保のため、同一医療機関内での転床時の診療報酬かさ上げや空床補償、退院時の移送なども含め、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象拡大・弾力的運用・増枠などによる財政支援を行うこと。

（PCR検査体制の整備等）

- 無症状者に焦点を当てた幅広いPCR検査等（モニタリング検査）については、迅速化や飲食店への重点化等、効果的に行えるよう改善を行うとともに、陽性疑い時には入院等につなげることも含めて、モニタリング結果を活用した対応策を講じ、十分な財政措置を行うこと。また、感染の拡大やモニタリング検査、高齢者施設での検査等の検査件数の増加に対応するため、チップやチューブ等の検査用資材の安定供給を図ること。

(飲食の場における感染防止対策)

- 飲食の場における感染対策の強化のため、マスク飲食の実践をはじめ業種別ガイドラインに準拠して、感染症対策を講ずる飲食店を自治体や関係団体が認証する店舗を時短要請の対象から除外することも含め、地域の実情に応じた需要喚起策を講じるとともに、業界団体への働きかけや認証基準に関する科学的知見の提供等を行うこと。また、マスク飲食の効果等について国として科学的に示すこと。
- 基本的対処方針に基づき都道府県が実施する、飲食店におけるガイドライン遵守のための見回り活動について、業種別・地域毎のガイドラインについて統一的運用のあり方について検討するとともに、都道府県の財政負担が生じないよう、国として全面的に財政措置を講ずること。
- 規模別協力金の導入や大規模施設等に対する協力金の算出方法が見直されたことにより、審査、振込、コールセンターや、見回り業務等の外部委託などこれまで以上に都道府県の財政負担が生じるため、事務費配分額のさらなる拡充を行うこと。

(水際対策)

- 世界各国で変異株が確認されていることに加え、イギリス株よりもさらに感染力の強いインド株が国内各地で確認されていることをふまえ、特にインドなど新型コロナウイルス変異株流行国・地域からの入国及びその他の国・地域を対象とする水際対策を当面継続し、緩和の時期は慎重に判断すること。また全ての入国者・帰国者について、健康観察期間中に移動し所在不明となることのないよう、「入国者健康確認センター」において所在や連絡先の把握を行うなど、引き続き水際対策の強化に取り組むこと。

(治療薬や国産ワクチンの開発)

- 英国においては、早ければ今秋にも、感染症の内服治療薬を少なくとも 2 種類供用開始することを目標に、治療薬の開発や国内製造を支援する「抗ウイルス薬タスクフォース」を設置している。我が国においても、新型コロナウイルスを完全に制圧するため、大胆な資金投入を行い、国家的重要戦略として、政府が主導して治療薬の研究・実用化や治療法の確立を実現すること。
- 国産ワクチンの速やかな認可も含め、治療薬等の研究開発を行う研究機関・企業等に対し重点的な支援を行うほか、医薬品・医療機器等の産業育成を戦略的に進めるこ

(生活福祉資金の特例貸付等)

- 生活が困難な方を支える生活福祉資金の特例貸付について、受付期間を延長するとともに、償還免除の要件を住民税非課税世帯に限定せず、借受人の収入実態等に基づき判断するなど、さらなる緩和をするとともに、償還が困難となった方への償還猶予制度の弾力的な運用など、貸付金の返済が生活の立て直しへの妨げとならないよう対策を講じること。加えて、住居確保給付金における求職活動要件の再緩和及び特例措置を継続すること。また、今後、生活が困難な方への相談や支援の中心となる生

活困窮者自立支援事業の上限枠を見直すなど、継続的な支援体制が整備できるよう支援すること。また、収入が減少した方等の国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険の保険料（税）減免について、引き続き国による全額の財政支援を継続すること。

（通学時の感染防止対策への支援と安全・安心な学習機会の提供）

- 通学時の安全・安心を確保するため、電車やバスなど公共交通機関における感染防止対策について支援を拡充するとともに、スクールバスの増便などの取組に対して財政支援を行うこと。また、学校での感染予防対策の徹底に向けて児童・生徒の間隔を確保するため、小学校における35人学級を着実に進めるとともに、中学校においても学級編制の標準を引き下げるこ。併せて感染リスクを低減させるための学校施設の環境整備についても必要な財政支援を行うこと。
- 児童・生徒の学びを保障するため、教員の加配や学習指導員、スクール・サポート・スタッフの配置について継続的に財政支援を行うこと。

（感染症危機管理対策の見直し）

- 安全・安心に暮らせる地域づくりのため、感染症に係る今回の事態を教訓として、感染症危機管理を抜本的に見直すこと。例えば、空港、港湾での検疫体制の強化、クルーズ船も含めた水際対策、検査・医療体制の充実や、主に自然災害を想定して策定されている中小企業や病院などのBCPについて、今回のような大規模な感染症にも対応できるものとなるよう、策定促進のための支援を行うこと。
- 感染拡大地域への医師・看護師の応援派遣について、国において自衛隊の活用なども含め総合調整をしっかりと行うとともに、DMA-T等を参考に、感染症危機管理対策に機動的に対応できる医療チームの育成等を国の責任で行うこと。
- 災害、新型感染症の発生等の地域の危機事案の発生に際し、最初に対応を迫られるのは住民に身近な地方自治体である。そのため、地方自治体が危機事案に対応する根拠となる法令の整備や計画等の策定に加え、国・地方の組織体制の整備を進めること。併せて、これらを実現するため、臨時の予算ではなく、保健所等の必要な人員体制の強化に向けた財政措置等、一般財源による恒常的な財政支援を行い、地方自治体の財政運営の弾力性を高める措置を講じること。

（避難所における感染防止対策）

- 台風や地震などの災害に備え、避難所及び救護所における感染防止対策を早急に進める必要があるため、感染防止に必要なマスク、消毒液、パーテイションなどの資機材の事前の調達や、換気設備の整備、指定避難所の「三密」を避けるために行う民間の宿泊施設の借上げなどに対する安定的な財政支援制度を創設すること。
- 福祉避難所として多くの避難者を受け入れる社会福祉施設等では、感染症の発生リスクを抑え、避難者や利用者の健康を守るために、特に受け入れに注意が必要な要配慮者等に対し、必要な場合に迅速にPCR検査等を実施できる体制の整備を進めるとともに、実施にあたり必要となる経費について財政措置を講じること。

(旅館業法を含めた法令の総点検)

- 特措法に基づく緊急事態宣言が発出された場合に、人の移動を最小限とし、感染拡大を防止するため、特措法及び旅館業法の規定との関係性を整理したうえで、地方自治体の要請等に基づいて宿泊を制限することについて検討すること。また、宿泊を制限する場合には、宿泊事業者のみならず、影響を受ける事業者に対する協力金などの財政措置を行うこと。
- 今回の感染症を契機として、特措法と他法令との整合性について総点検を行い、感染防止に向けた実効性ある取組を行えるような措置を講じること。

(医療従事者をめざす学生への支援)

- 感染症による家計への経済的影響により、医療従事者をめざす学生が夢をあきらめることのないよう、地域医療を支える医療人材を育成・確保する観点から、奨学金制度の新設や拡充の措置を講じること。

(各種国家試験等の受験機会の確保)

- 就職・就業の際に必要となる各種の国家試験等について、受験生本人に感染が確認された場合や、感染が拡大している地域が試験地となっている場合等においても受験機会が最大限確保されるよう、オンライン試験の導入や試験地の分散化、代替日の設定を行うなど、国において環境整備を図ること。

(3) 感染症により大きなダメージを受けた雇用・産業への支援

(地方創生の基盤である雇用の維持)

- 感染症がもたらす影響による全国的な雇用情勢の悪化に対応できるよう、雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金については、緊急事態宣言地域やまん延防止等重点措置区域以外も含め、全国において業種や業況に関わらず特例措置を延長するとともに、5月以降の縮減については、縮減前の水準までの遡及適用を行うこと。また、休業支援金・休業給付金のさらなる対象拡充・延長に加え、失業給付の充実を図るほか、基金を活用した「緊急雇用創出事業」を早期に創設するなど、機動的かつ効果的な雇用対策を行うこと。なお、雇用調整助成金の特例措置等の段階的な縮減を検討する際は、地域の経済と雇用情勢を十分に把握・分析し、都道府県の意見を十分聞いた上で行うこと。
- 在籍型出向については、制度活用促進に向けて徹底した周知を行うとともに、出向元・出向先双方に対する助成について、中堅・大企業等についても中小企業並みに補助率を引上げること。
- 緊急事態宣言の対象地域の内外を問わず、飲食店をはじめ様々な業種で働くパートやアルバイトも経済的な影響を受けていることから、事業者に対して、パート、アルバイト等への休業手当の支払いと雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の活用などを強く働きかけること。加えて、労働者が直接国へ請求できる休業支援金・休業給付金について、学生や女性を含めた非正規労働者に対して制度の活用に向けた周知を徹底するとともに、申請に関するサポート体制を整備すること。

- 再び就職氷河期世代を生み出さないよう、新規学卒者の採用計画の維持に向け、経済界へさらなる要請を行うとともに、企業が採用抑制を行わないための支援策を講じるほか、生徒・学生の就職に対する不安解消を図るため、オンラインでの会社説明会や面接の実施、選考期間の柔軟な設定など、生徒・学生に最大限配慮した採用活動を企業に要請すること。
- 感染症の影響により中止される技能検定について、「技能向上対策費補助金」の補助対象となった試験会場のキャンセル代や手配済み材料費等の増額経費について、全額を補助すること。
- 感染症に伴う離職者を支援するため、新たなスキルの習得といった職業能力開発促進策等の一層の拡充・強化を講じ、人手不足や成長分野への労働力移動を図ること。

(事業継続への支援)

- 外国人技能実習生の入国制限等による第一次産業の人手不足や他産業での就業機会の減少をふまえ、生産現場での代替人材を安定的に確保できるよう「農業労働力確保緊急支援事業」及び「水産業労働力確保緊急支援事業」の事業対象期間を延長するなど、第一次産業への雇用労働力の確保対策を行うこと。
- 国内の中小企業が多くの外国人材を受け入れている実態をふまえ、出入国制限が長期化する中、入国前の検査や入国後の待機措置等に係る外国人本人や受入企業の費用負担増加に対する軽減措置を講じること。
- 地域経済を支える中小企業の事業継続にあたっては、経営が軌道に乗らないまま、感染防止対策のための費用を要する厳しい状況に置かれることから、数カ月間程度ではなく、長期的な支援措置を講じること。また、中小企業等事業再構築促進事業や中小企業生産性革命推進事業については、多くの事業者が活用できるよう要件緩和や手続の簡素化を図り、着実に地域の事業者を支援すること。
- 経営が悪化した企業を対象として、経営者保証を一定の要件下で不要とする信用保証制度については、今回の特例措置とするだけでなく恒久的な措置とすること。
- 感染症の影響による売上高の急減に起因する損失によって自己資本が毀損した中小企業に対する資本増強策として、日本政策金融公庫や商工組合中央金庫の挑戦支援資本強化特例制度（資本性ローン）における民間金融機関と協調した取組のより積極的な推進に加え、民間金融機関の資本性劣後ローンを対象とする信用保証制度を創設すること。
- 融資期間終了までの利子補給・信用保証料補助のほか、信用保証に基づく代位弁済や預託原資調達に伴う借入利息など、制度融資の活用に際し必要となる経費に対し支援を行うこと。
- 民間金融機関の実質無利子・無担保融資の申込み再開及び償還期間等の延長や返済猶予等も含めたアフターケア、信用保証協会に対する信用補完制度の拡大や支援、大企業とみなされ対象外となる地方の中堅企業に対しての中小企業支援策の適用、税の減免・優遇措置・猶予など、事業者や労働者等への支援を行うこと。併せて、一時支援金も含め各種の支援策の活用を働きかけるための周知・広報や申請サポート

体制整備、適正な手数料設定、申請簡素化などにより、迅速で実効的な支給につなげること。

- 一時支援金及び月次支援金について、早期の申請受付開始と迅速な給付を行うとともに、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象区域の飲食店との取引関係等の要件を撤廃するなど、支援対象地域も含めた支給対象の拡大や支給額の上限引き上げ、売上げ要件の緩和等を図るほか、持続化給付金や家賃支援給付金の再度の支給や要件緩和・企業規模に応じた支給額の引上げを行うこと。特に飲食業等自粛の影響が強く現れた業種や飲食店の営業時間の短縮・休業により大きな影響を受けた業種に対しては、速やかな実効性のある対策を講じるとともに、国民から十分な理解が得られるよう、事業者の経営への影響の度合いを勘案し、公平性の観点や円滑な執行等が行われることに配慮すること。
- 脱炭素社会の実現に資する次世代自動車関連技術といった革新的な分野への参入や新製品開発プロジェクトの取組など、中小企業の競争力強化を促進する戦略的基盤技術高度化・連携支援事業やものづくり・商業・サービス補助金を継続・拡充すること。
- デジタル化の進展や脱炭素社会への移行などの社会経済情勢の変化に加え、感染症の拡大に伴う大規模事業所の撤退など事業再編により、多大な影響を受ける地域のものづくり企業等が行う新たな取組に対し、税制優遇措置や不動産賃料への補助等の支援制度の創設などを行うとともに、地域の産業支援機関の強化に向けた施策の拡充などを行うこと。
- 感染症のもたらす影響により経営に重大な支障が生じている農林漁業者等が事業活動を継続できるよう、実質無利子・無保証融資、償還期間延長及び融資限度額拡大の措置を継続するなど、セーフティネット対策に万全を期すこと。

(国内回帰と新たな生産設備投資への支援)

- 感染症の拡大の影響により、日本のサプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、各自治体では、サプライチェーン対策として、企業の国内回帰や重要な製品・部素材の国内生産に向けた取組への支援を行っている。国においてもサプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金の拡充や継続、税制優遇措置も含め、投資促進制度を拡充すること。

(固定費への支援)

- 自社ビル等を持つ事業者にとっても、維持管理費や支払利息などの固定費は大きな負担であることから、令和2年度分の徴収猶予の特例及び令和3年度分の固定資産税等の軽減措置とは別に、家賃の支援制度との公平性に鑑み、国税や国庫補助金などによる支援制度を設けること。

(観光振興を実施する地方への支援)

- 感染症により、甚大な影響を受けている観光産業の再生に向け、地方が実施している独自の観光振興の取組の効果を一過性にしないため、引き続き地方が実施する観光振興の取組を支援すること。また、感染症により表面化した、地域観光産業が有す

る構造的な課題の解決に向けて、観光地が行う取組を強力に支援するとともに、観光地づくりのノウハウを持つ DMO や株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）などの民間企業等と連携して、地域が行う観光地づくりの取組を支援すること。

（観光産業等への支援策の継続）

- 感染症の拡大に伴う人の移動の自粛により、宿泊業、旅行業、運輸業、飲食業など観光関連産業は厳しい経営環境に直面しており、地域経済への影響が生じていることから、回復に時間がかかると見込まれる観光産業等への支援として、「Go To キャンペーン」などの支援策を継続して実施すること。また、地方の意見をふまえて、効果が特定の地域や業種に集中することのないものとすること。加えて、各地域の実情に応じた観光振興策に十分な財政支援を行うこと。
- Go To トラベル事業等の全国での一時停止や緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の発動により、裾野の広い観光産業をはじめ地域経済に大きな影響が及んでいることから、引き続き経済情勢をふまえて機動的に雇用創出・消費喚起対策や総需要対策を行うこと。特に、既に大きな損失を被っているバス・鉄道・航空・船舶・タクシー・レンタカー等の交通事業者や旅行業者・宿泊業者・観光施設・土産物店等の観光関連事業者、飲食事業者、運輸代行業者、ブライダル事業者、イベント事業者等に対し、事業規模に応じた手厚い経営支援を早急に行うこと。
- Go To イート事業については、食事券の販売期間及び利用期間が都道府県ごとの運用とされていることから、事業期間の延長による経費についてはすべて国の負担とともに、事業者や国民に混乱を与えることのないよう適時適切な周知に努めること。また、キャンペーン事務局からの加盟店への代金振り込みが早期に行われるよう対応を講ずること。
- 先般創設された地域観光事業支援については、対象地域及び実施期間について柔軟かつ弾力的な運用とともに、都道府県において、円滑な事業実施ができるよう、事前に情報共有等を図ること。また Go To トラベル事業についても、感染状況などの地域の実情をふまえ、運用変更前に都道府県と十分な情報共有を図ることも含め、適切に運用するとともに、感染拡大期においても観光関連事業者の将来需要の確保と事業継続を支援するため、全国で宿泊等に利用できる前売りクーポン事業の創設などを検討すること。さらに、感染状況をふまえて Go To トラベル事業を再開する際には、地域間に不公平が生じないようにするとともに、幅広い業種の支援につながることも勘案し、地域共通クーポンについて、地域性や周遊旅行の特性等を反映した運用が可能となるよう、割引率の効果的な設定等の工夫も含めて検討すること。併せて、国において、「新しい旅のエチケット」を周知徹底するとともに、旅行前 PCR 検査の徹底・強化など旅行前に陽性者を発見できる体制を構築すること。

（インバウンドの促進）

- 海外からの渡航制限などにより、甚大な影響を受けているインバウンド関連産業を支援するため、感染症収束後の反転攻勢に向けたインバウンド誘客促進のための積極的な支援策を示すこと。

(生産者への支援)

- 食料の安定供給の観点から、感染症の影響を受けた農林水産事業者に対して、「高収益作物次期作支援交付金」の対象期間・品目の拡充など経営継続に向けた支援を十分に行うとともに、生産・加工の拡大や多様な出荷形態への対応などの取組について、中長期的視点で支援を強化すること。
- 自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を補償する「収入保険」について、販売先の多角化が進み、災害や盗難等の経営リスクが重層化する中で、「野菜価格安定制度」との恒常的な同時利用を認め、選択的な補償を可能とすること。
- コロナ禍における感染拡大防止対策や販路回復・開拓など農林水産事業者の経営を後押しする「経営継続補助金」について、支援を継続すること。
- 外食事業者等の需要の減少により、業務用米の販売数量が落ち込み、これに伴う急激な米価下落が懸念されることから、新たに、米の政府買い入れによる市場隔離を実施するなど、主食用米の価格安定に向けた抜本的な対策を講じること。また、日本酒の消費減少に伴い、酒米を他用途で利用する場合などの価格差支援を行うこと。

(地域における消費喚起)

- 感染症により大きな減収に直面している農林水産物や加工品、地場産品の生産・販売に携わる個人事業者・中小企業の当面の収入確保を支援するため、官民一体型の購入促進キャンペーンを実施すること。
- 特に高価格帯の農林水産物は、外食、贈答品、インバウンドなどの需要が低下していることから、国内での消費拡大に向けた支援を行うとともに、「食育」「地産地消」「国産回帰」の観点から、地場産食材の学校給食への提供を恒久的に支援すること。
- 感染防止のため、自宅での食事が増加していることから、大手小売事業者や中食事業者等への新規販路開拓及びオンライン販売、テイクアウトやデリバリー等の新たな業態転換など、事業者の売上確保に少しでも寄与する取組に対して支援すること。

(公共交通への支援)

- 感染症の影響により、鉄道やバス路線、航路・空路、タクシー等は利用者が大幅に減少する一方で、これらの公共交通は地域経済や住民生活に不可欠なものであることから、運行数を大きく減少させることができず、一段と深刻な経営状況となっている。今後、これらの事業者においては、新しい生活様式への転換等についても取り組む必要があることから、公共交通の維持・存続に向け、風評被害が生じないよう公共交通の安全 PR を強化することに加え、感染症の影響で事業者に大幅な減収が生じていることをふまえて、事業継続を確実にする強力な支援を講じること。併せて、将来に向けた設備投資等につながる新たな支援策を講じること。また、利用者の大幅な減少により、厳しい経営に直面している交通事業者を支援するため、運行の維持・確保や安全な運行に不可欠な設備整備などに取り組めるよう「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」、「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」を始め、補助事業の拡充及び補助要件の緩和を図ること。

- JR各社や大手民鉄、大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者、航空会社なども厳しい経営状況に直面していることから、交通事業者の事業規模に関わらず、国による直接的な支援策を講じること。
- 全国的な公共交通の需要回復を図るために、地域ごとの需要を喚起することが重要であることから、地域の創意工夫を凝らした取組を下支えできるよう、地域の実情に応じ、臨時交付金をはじめ長期的かつ臨機の措置が講じられる制度を構築・拡充すること。

(空港会社等への支援)

- 厳しい経営環境下にある空港会社等が、航空機及び空港の安全確保と機能維持を図るため、当面の対策として、航空機の離着陸に必要な基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路及びエプロン）の点検及び維持・修繕、国管理空港と同様な着陸料金減免に要する経費への支援等、事業継続のための直接的な支援を実施するとともに、安全で安定した空港運営を行えるよう、コンセッション空港に対し、運営権対価分割金の支払い猶予や空港施設の整備に関する無利子貸付の対象拡大など、引き続き必要な支援を行うこと。あわせて、空港施設の整備に関する支援の拡充等を行うこと。また、航空ネットワークの早期回復に向けて、経営環境が悪化している航空会社等に対する追加の支援措置を講じること。
- 厳しい経営環境下にある航空会社を側方支援するため、共用空港を含む国管理空港の空港会社等においては、国有財産使用料の負担がある中、航空会社をはじめ各種テナントの施設使用料等の減免に対応しており、固定経費が負担となることから、空港ターミナルに係る国有財産使用料の減免を図ること。
- 感染症に伴う利用者数の大幅な減少等により、航空会社等の経営環境は厳しさを増しており、地方航空路線等の撤退や縮小を防ぎ、交通インフラを維持するため、航空会社等の航空関係事業者への雇用調整助成金の要件を緩和すること。

(文化芸術・スポーツ活動への支援)

- 「新しい生活様式」に沿った感染症対策をふまえ、イベント等の内容によっては、座席の間隔を空けるために観客数を制限することなどが依然として求められており、施設や主催者の大幅な減収や入場料などへの経費の転嫁が懸念されることから、継続して文化芸術・スポーツ活動に取り組めるよう、施設の運営費やイベント開催経費などに対する必要な財政支援を行うこと。また、フリーランスの活動に対する必要な財政支援の拡充を図ること。

III 生きづらさのない「誰もが活躍する地域社会」の実現

(1) 孤独・孤立対策

①孤独・孤立対策の推進に向けた考え方

(孤独・孤立対策の推進に向けて)

- 感染症の影響によって、孤独・孤立は一層深刻化し、顕在化しているが、一方で孤独・孤立は従前から社会に存在した問題でもあることから、感染症による影響を受けた当面の緊急的な対策に加え、より根本的・根源的かつ継続的な対策が必要である。孤独・孤立は、現在その境遇にない人にとっても他人事ではなく、いつ何時、誰しもが同様の境遇となる可能性がある。国においては、孤独・孤立を国民的課題と認識し、全体的・戦略的な対策を早期に構築し強力に推進すること。

(様々なライフステージに応じた支援策の体系構築)

- 孤独・孤立は個人の人生のあらゆる場面において、誰にでも起きうるものである。そのため、ライフステージや属性・生活環境等に応じた、切れ目のない体系的な対策を構築すること。

(孤独・孤立についての早期の実態調査の実施)

- 現在、国において検討されている「孤独・孤立の実態把握のための全国調査」については、孤独・孤立が感染症により一層深刻化し、緊急的な対策が必要であることをふまえ、可能な限り前倒しして速やかに実施し、国及び地方の実施する孤独・孤立対策に資するものとすること。

②具体的な支援策

(相談窓口の体制強化)

- 孤独・孤立に関する相談支援の内容は多岐にわたることから、電話やSNSなどそれぞれの特性を生かした対応、24時間対応の体制整備が必要である。SNSやAI等の技術を活用し、孤独・孤立に関する相談を一元的に受ける窓口を国において設置すること。また、地方に対してSNSやAI等の技術を活用した相談方法を開発・提供するなどの支援を行うこと。
- 地方において実施している各種相談窓口は、相談を受ける人材の確保が課題となっていることから、人材育成や体制整備のための財政支援を充実させること。また、各種相談窓口で受けた相談を、的確に支援機関に繋ぐとともに、受けた相談内容を共有できるような統一的なシステムを構築すること。

(アウトリーチ型支援の実施)

- 孤独・孤立状態にある人は、各種支援策の情報へのアプローチも困難で、自ら声を上げにくく、支援ニーズを伝えにくい状態にあることから、支援策を構築するにあたっては、NPO等の団体や医師等の専門家などと連携し、孤独・孤立状態にある人の目線に立ち、継続して寄り添うアウトリーチ型の支援を重視すること。

(モデルとなる取組の収集・展開)

- 感染症の影響により、地域のつながりが失われ孤独・孤立が顕在化している現状をふまえ、地域コミュニティの再構築や新しい生活様式に沿った地域活動など、孤独・孤立対策に資するモデルとなる取組の収集・展開を行うこと。

(子ども・若者の孤独・孤立対策)

- 子どもの貧困対策を強化するため、子ども食堂をはじめとする子どもの居場所づくりの取組を拡大するため「地域子供の未来応援交付金」が地域の実情に応じてより使い勝手のよいものとなるよう、補助基準額の見直しやNPO等の民間が事業主体となる場合も補助の対象とするとともに、事業を恒久化し予算規模の拡大を図ること。
- 感染症の影響により心理的なストレスを感じている児童・生徒や、貧困・いじめ・不登校などの課題に対応するため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置にあたり、補助率の引き上げや市町村の教育委員会も補助対象とするなど、さらなる配置に向けた抜本的な充実を図ること。
- 不登校児童生徒の社会的自立に向け、教育支援センター（適応指導教室）を地域の中核として不登校支援を進めるため、教育支援センターに教員が配置できるよう義務標準法において算定すること。また、多様な学習の場を保障するため、民間施設（フリースクール等）が実施する活動への支援についても、国の「不登校児童生徒に対する支援推進事業」の対象とし、財政支援を行うこと。
- 子ども・若者の相談に応じ、適切な支援を行うため、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者総合相談センター」の設置促進と安定的な運営を確保するための国庫補助制度の新設など、財政支援を行うこと。

(ヤングケアラーへの支援)

- 先般行われた国の調査では、中学生の5.7%（およそ17人に1人）、全日制の高校の生徒で4.1%（およそ24人に1人）が、家族の世話や介護などに追われる「ヤングケアラー」との結果が出ている。国において設置された「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」において検討された地方によるヤングケアラーの早期発見・把握のための取組に対して必要な支援方策を講じるとともに、支援方策を推進するための相談や支援体制整備への財政支援と多機関連携のための支援マニュアルを早期に作成すること。また、引き続きヤングケアラーについての国民の認知を高めるため、啓発を行うこと。
- ヤングケアラーの相談支援体制を早期に構築するとともに、地方において市区町村・地域・学校などが一体となってヤングケアラーを早期発見・把握、必要な支援を届けるための仕組みや人材の確保・育成を行うために、必要な財政支援を行うこと。
- ヤングケアラーを学校において把握した場合に、円滑に福祉や医療等の機関につなげ、適切な支援が実施できるよう、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置を強化すること。

(ケアリーバー〔児童養護施設等を退所した元保護児童〕への支援)

- 国の実施した調査によれば、虐待や貧困等を理由に保護され、児童養護施設等で育った子ども達が施設退所後に、困窮や進学断念、相談相手がないなどの厳しい状況にあることが明らかになっている。このような困難に直面しているケアリーバーに対し、ニーズに応じた支援が行えるよう、施設等退所後も長期的に支える仕組みを国として構築すること。併せて、ケアリーバーを支援している団体等への財政支援を速やかに検討し、実施すること。

(高齢者・難病者への支援)

- 一人暮らしの高齢者や要介護状態になる前のフレイル状態にある方は、感染症の影響により、社会参加が困難な状況になっていると見込まれる。そのため、介護予防の観点に加え、孤独・孤立を防ぐ観点からも、感染症対策に配意しつつ、高齢者の通いの場の継続・再開を進めること。
- 指定難病の調査・研究および対象疾病については、難病対策委員会において見直しが行われているが、様々な理由で指定されていない難病で苦しんでいる方が今なお多く存在する。高額な医療費や長期の治療継続等で患者への支援が必要である状況は指定難病と変わらないため、現在指定難病でない難病においても、発病の機構、診断および治療方法に関する調査・研究を推進し、早期に診断基準の確立等を図ることで、可能な限り指定難病に取り入れること。

(ひきこもり対策)

- ひきこもりの問題は、社会情勢の変化や人々の価値観の多様化を背景に、様々な事情や要因があると考えられ、いわゆる「8050」問題に象徴されるように、その課題は複雑化・長期化している。また、感染症の影響により、ひきこもりがこれまで以上に深刻な地域の課題に発展する可能性がある。ひきこもりの当事者やその家族に寄り添い、地域の実情に応じた支援を行えるよう、地方の取組に対する財政支援を充実・強化すること。

(自殺対策の推進)

- 感染症の影響により、孤独・孤立の状況に陥ることで、自殺リスクの高まりが懸念されていることから、継続的な自殺予防のための啓発活動を行うこと。
- 地方が地域の実情に応じた自殺対策を推進していくため、地域等の特性に応じた対策に関する調査研究を一層進め、効果的な対策等の情報提供や技術的支援を行うとともに、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金や地域自殺対策強化交付金などを継続するとともに、地方の負担軽減を図るなど、自殺対策に必要な財源措置を継続・拡充すること。

(障がい者の地域生活への移行)

- 障がい者及びその家族が孤独・孤立に陥ることなく、自立し社会参画が可能となり、地域生活へ移行することができるよう、地域生活支援事業等について、地方の事

業実施に十分な財政措置を講じること。また、障がい者スポーツの普及・啓発、選手や指導者等の育成や環境整備および芸術文化活動の推進に必要な経費に対して、十分な財政措置を講じること。

(生活困窮者対策)

- 生活困窮者自立支援事業の現行の算定方法や補助率では、財政状況から実施が困難な自治体もあることから、算定方法や補助率の引き上げなどによる十分な支援を行うこと。

(ひとり親家庭への支援)

- ひとり親家庭の親の就業支援のため、柔軟な勤務条件での採用について企業等の理解が得られるよう啓発を行うとともに、マッチング期間（トライアル期間）の給与に対する補助などの助成を行うこと。

(地域女性活躍推進交付金の継続・拡充等)

- 感染症の影響により、子育てや介護など事情を抱えている方の負担が女性に集中するなどの課題が生じている。地域の実情に応じて女性の孤独・孤立を防ぐ取組を進めるため、令和3年度までとされている地域女性活躍推進交付金を継続・拡充すること。
- 感染症は、女性の雇用と生活に大きな影響を与え、経済的困難に陥るひとり親家庭の増加などが懸念されることから、女性の雇用や生活に与えた影響について分析のうえ課題を明らかにし、解決策を早急に講じること。

(犯罪被害者等への支援)

- 犯罪被害者等への支援については、国において犯罪被害給付制度等の支援が講じられているが、給付までに時間要することなどにより、被害直後から困窮する被害者等も少なくない。犯罪被害者等支援をより実効あるものとするため、地方において、犯罪被害に遭ったことにより生じる負担や労務不能等による収入減に対する経済的支援制度を導入、拡充するために必要な支援を行うこと。また、犯罪被害給付制度は、性犯罪被害者がその犯罪被害による精神的打撃の大きさに比して救済されにくい制度設計であるため、実情に即した改善を行うこと。
- 犯罪により被害者等に生じた損害については、一義的には加害者が責任を負うべきところであるが、加害者の賠償責任が果たされず、経済的に困窮する被害者等も少くない。国として、加害者に損害賠償責任を果たさせる制度設計を行うこと。

③孤独・孤立対策の推進体制等

(孤独・孤立対策に対応する人材の育成・強化)

- 孤独・孤立対策において最も重要なものは「人」であるとの認識のもと、地方やNPO等の団体において相談やアウトリーチ支援を担える人材の確保・育成、相談対

応等の技術向上などの研修の強化を行うこと。また、今後新たな対策を実施するにあたり、地域によっては人材不足や地域ごとの偏りも想定されることから、地方が行う人材の育成や確保に必要な支援を行うこと。

(NPO 等への支援等)

- 今後孤独・孤立対策を進めるにあたっては、行政だけの対応でなく、NPO 等との連携が必須である。そのため、孤独・孤立対策に対応する NPO 等の団体への支援を行うにあたっては、継続的・安定的な支援を可能とするとともに、事務手続や補助要件の簡素化など、事務負担を軽減し利用しやすいものとすること。
- NPO 等の団体が支援を行う際に、個人情報の保護が課題となって支援に支障を生じている事例もあることから、個人情報の保護と支援の必要性のバランスに配慮して、孤独・孤立対策を進めるための法制度等の整備を進めること。

(財源の確保と支援の拡充)

- 孤独・孤立対策を国民的課題として強力に進めていくため、新たな交付金や孤独・孤立対策のための基金の設立、従来の交付金の総額の確保・充実と柔軟な運用など、孤独・孤立対策を進めるにあたって必要な財源を継続的に確保すること。

(国における推進体制等)

- 国における孤独・孤立対策の司令塔となる組織の強化・拡充を図るとともに、対策を総合的・効果的に実施するための調査分析などを行うセンター的機能を持つ機関を設置するとともに、国における対策の推進にあたっては、全ての分野において孤独・孤立対策を重要な視点としてビルトインし、省庁横断的に取組を推進する体制を構築すること。
- 孤独・孤立状態にある要支援者に必要な情報を届けるため、DX を活用し、様々な支援策が一覧できるポータルサイトを構築すること。

(2) Children First の子ども政策

(Children First を実現するこども庁の創設)

- 現在国において検討が進められている「こども庁」については、「Children First」の原点に立ち返り、大胆な資源投入と権限強化を行い、真に実効力のある政策が進められるよう、既存の縦割りを打破する組織としなければならない。そのため、新組織は、単なる省庁の再編にとどまることなく、必要な権限と予算と人員を確保し、真に政策遂行力ある組織とすること。また、子ども関連政策を一元化することで新たな分断が生じる懸念があり、生涯を通じての一貫した取組を進めてきた分野については現行施策の意義や実施状況を十分にふまえ、特に公教育が担っている様々な機能の一貫性・継続性等には十分に留意すること。加えて、子どもを取り巻く複雑多様化する課題について、地方自治体をはじめとする関係機関等と連携した迅速な対応を可能とする組織とすること。

(子どもが健やかに生まれ育つための経済的支援の拡充)

- コロナ禍の影響は、低所得など困難な状況にある人により強く及んでいる。貧困等により子どもたちの健全な育ちや学びが損なわれることのないよう、経済的支援を強力に推し進める必要がある。不妊治療等への助成拡大、妊娠・出産・産後の支援、乳幼児期の検査費用、全国一律の子ども医療費にかかる助成制度の創設、所得に関係なく子どもの人数によって支給される家族手当の支給を行うなど、子どもの誕生や成育にかかる経済的負担の軽減をはかること。また、幼児教育・保育から高等教育まで、無償化の拡大などにより子どもの教育にかかる費用の軽減を図るとともに、様々な体験を通じて豊かな人間性・社会性を育めるよう、家庭教育の支援など、特に乳幼児期からの子育て・教育支援の充実を図ること。

(子ども関連の政府支出の拡大と地方財政措置の拡充)

- 我が国の子ども関連の政府支出は、出生率の高い傾向にある欧州諸国よりも低く、子ども関連の施策に必要な予算が配分されているとは言い難い。GDPに対する教育関連の政府支出をO E C D 加盟国の平均並みに引き上げることを目安にするなど、政府支出を拡大し、大胆な資源投入を行うこと。また、子ども関連施策の多くを地方が担っていることから、地方財政措置の拡充を行うとともに、地域の実情に応じて、複数年度にわたり、柔軟かつ大胆な施策の実施、その効果検証評価が可能となるよう、基金制度を創設すること。

(国と地方との定期的な協議の場の設置)

- 国の政策に現場の施策の実施者である地方の意見を反映するため、定期的に国と地方が同じテーブルにつき、地方の先進的な取組や検証をもとに、政策構築や政策評価を行うための意見交換・協議する場を設置すること。特に、こども庁創設とそれに伴う政策の拡充、見直し等にあたっては、検討段階から協議の場をもち、創設後も検証のための定期的な協議を継続すること。

(3) ダイバーシティ社会の実現

(多文化共生の地域づくり)

- 地域が持続的に発展するためには、外国人と地域住民がともに生きづらさを感じることなく安心して活躍・共生できる「まち」にすることが重要である。このため、外国人への差別や偏見がなくなるよう、多文化共生の必要性・意義について、住民がより一層理解を深めるための取組を進めること。併せて、地方が行う外国人に対する相談体制の整備・拡充など、在住外国人支援の取組への継続的で十分な財政措置を講じること。また、外国人・外国にルーツを持つ児童生徒の教育や日本語及び母語の学習支援体制、雇用対策、医療・保健・福祉における翻訳及び通訳支援、災害等緊急時の多言語による情報発信等の諸課題を解消する具体的な措置を早急に講じること。

(生きづらさのない「誰もが活躍する地域社会」の実現)

- 感染者に対する偏見や差別、あるいは外出自粛や在宅勤務の増加に伴う配偶者等からの暴力や児童虐待、性暴力の増加が懸念されている。地方創生の推進にあたっては、女性、子ども、高齢者、障がい者、ひきこもり状態にある方、外国人、性的少数者、犯罪被害者など一人ひとりの個性と多様性が尊重され、それぞれの能力が発揮されるとともに、「生きづらさ」を感じている人たちが社会から孤立することなく、地域において自分らしく生活し続けられる「誰もが活躍する地域社会」を実現することが重要である。このため、より質の高い、継続して寄り添う支援を行えるよう、相談しやすい体制の整備への支援や就業促進支援制度の充実を図ること。

(偏見・差別やデマの拡散をなくし、人権を守る対策の徹底)

- 感染者及び医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーやその家族、さらには他の都道府県からの来訪者や外国人等に対するデマの拡散、偏見や差別、心ない誹謗中傷、感染者等個人の特定などにより人権が脅かされることのないよう、また、ワクチン接種をしない場合においても、そのことによる不利益や差別が生じることのないよう、国においても人権を守る対策を強力に講じること。また、地方における相談窓口の設置や啓発事業等に対する財政支援、国によるSNS人権相談窓口の設置などを行うとともに、国において感染者情報等の統一的な公表基準を定めること。

(在住外国人への配慮)

- 在住外国人の感染が各地域で拡大し、クラスターが多数発生することにより、医療機関や宿泊療養施設にかかる負担が大きくなっていることから、在住外国人に対しては、改めて感染防止対策を呼びかけるとともに、職場やコミュニティにおける感染防止対策が徹底されるよう、経済団体や大使館等を通じて、きめ細かな周知を図ること。また、在住外国人を雇用する派遣事業者や派遣先についても業種別ガイドラインを策定するなど、早急に対策を強化すること。さらに、在住外国人に対する保健所の積極的疫学調査、入院調整、健康観察等をはじめ、宿泊療養施設又は自宅における療養、外来診療・検査等が円滑に進むよう、通訳者等の雇用や多言語化等にかかる経費について、十分な財政的支援を講じるとともに、特に地域で不足する通訳者等の人材の確保・育成を行うこと。

(インターネット上の偏見・差別への対応)

- 感染症に係るいじめや誹謗中傷などの人権侵害から児童生徒・住民を守るために、SNSなどインターネット上における差別的な書き込み、画像や個人情報を悪用等した人権侵害情報について、速やかにこれらの削除を可能とする法的措置も含めた実効性のある対策を整備するなど、人権を守る対策を講じるとともに、相談窓口の設置やネットモニタリングなど地方の取組に対し積極的な財政支援を行うこと。

(在宅勤務によるDVリスクへの対応強化等)

- 外出自粛によるストレスや収入減の不安などから家庭内等におけるDVなどの深

刻化が懸念される中、パートナー等が在宅していることにより電話相談が難しい状況も想定されるため、「DV 相談+（プラス）」について周知の強化を図るとともに、電話相談が困難な場合でも対応できるよう、SNS による相談を 24 時間体制にするなど、体制を拡充すること。また、保護業務等を行う民間団体による支援・運営体制の整備を後押しするなど DV 被害者に対する保護体制を充実させるとともに、地方自治体が行う SNS を活用した多様な形態での相談体制等についても支援すること。

（性的指向・性自認の多様性を認め合う社会の実現）

- 性的指向・性自認の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる社会の実現に向けて、各省庁が所管している施策を総合的に調整する所管府省庁を定めるとともに、体系的な性的少数者に関する施策を推進するための基本的な指針を示すこと。
- 性的指向・性自認の多様性について、偏見・差別をなくすため、社会における理解の促進を図るとともに、悩みを抱える当事者等が安心して暮らせる環境づくりのための取組を強化すること。
- 啓発や相談など、地方が実施する性的指向・性自認の多様性に関する取組に対して、地域格差が生じないよう財政的な支援を行うこと。

IV デジタル社会の実現

（Ⅰ）デジタル社会を支える基盤の抜本的な改善・強化

（新たなビジョンの実現に向けた施策の推進）

- 「デジタル社会形成基本法」に基づき、デジタル社会のビジョンを実現するまでの基本方針となる国の「重点計画」については、地方とも十分に協議の上で作成し、全ての国民がデジタル社会のイメージを共有できる内容とともに、様々な主体が一体となって社会全体のデジタル化に向けた取組を進められるよう、目標項目や達成時期等を分かりやすく、明確に示すこと。その上で、取組の推進にあたっては、デジタル庁を中心に省庁間の縦割りを排し、地方自治体や民間事業者などと緊密に連携しながら、迅速かつ集中的に実施すること。

（光ファイバの整備促進とユニバーサルサービス化の実現）

- 光ファイバ整備に係る予算の大幅な増額と、支援対象の条件不利地域以外への拡大に継続的に取り組むこと。特に、未整備地域が多く残されている離島については、「海底ケーブルの敷設」により整備費や維持管理費が多額になるなど、財源面のハーダルがなお高いことから、支援制度の一層の拡充を図ること。さらに、災害等の非常時においても、高度情報通信ネットワークの機能が維持されるよう、「国土強靭化の観点」に立って、「光ファイバ網の多重化や地中化」等を促進するための新たな支援制度を創設すること。
- 新たな生活様式の実践により普及が進んだテレワーク等により、需要が高まっている光ファイバ網について、伝送速度や通信の安定性、通信容量等の性能を十分に備

え、持続的かつ安定的に利用できるよう、芯線増強や機器更新等による性能の高度化に対する支援制度を拡充すること。

- 国民があまねくデジタル社会の恩恵を享受するためには、光ファイバ等による超高速で安定したブロードバンド環境を全国くまなく整備した上で、ニーズの拡大や高度化等をふまえながら、継続的に維持・拡充・更新していく必要がある。そのためには、安定的な財源の確保が不可欠であることから、光ファイバ等の超高速ブロードバンドをユニバーサルサービスとして速やかに位置付けるとともに、競争補完のために設けられる交付金制度においては、設備等の拡充・更新に係る整備費と、維持管理費の両方を費用負担の対象経費とすること。また、当該交付金のユニバーサルサービス提供事業者に対する配分については、整備・維持に多額のコストを要する過疎地や離島等の「条件不利地域に十分配慮」した方法とすること。
- 公設の光ファイバ網については、地域の情報通信サービスの基幹となる重要なインフラである一方、利用者が少なく、維持管理費や更新経費等を料金に転嫁することが難しいため、「構造的に不採算」の状況にある。このため、効率的な管理運営を進める観点から、民間への移行を行おうとする場合にも、コスト面が支障となり協議が進展しないことから、これを「ユニバーサルサービス制度の対象」とするほか、民間移行を促進するための地方への支援制度について、さらなる拡充を図ること。

(DXを推進するための5Gの普及促進)

- DXの基盤として進展が期待されている5Gは、現状では、都市部を中心に整備が進められているが、全ての地域において、都市部に遅れることなく、着実に基地局が整備される必要がある。5Gの全国展開及びその利活用を早期に実現するため、携帯電話事業者に対する技術的支援・財政的支援などあらゆる手段を講じて、地域間の偏りが生じないよう基地局の基盤整備を一気に進めること。

ローカル5Gは、各産業・分野におけるワイヤレス化を促進し、業務の効率化や新たな付加価値の創出といった効果が期待されるが、システム構築費用が高額であることなどから、中小企業においては、その導入が十分進んでいない。昨年末、新たに周波数帯域が拡大されたSub 6帯では、システム構築が容易になることから、経営基盤の弱い中小企業等での導入や利活用の促進を図るために、技術的・財政的支援を拡充すること。

また、ローカル5Gを活用した新たなサービスやビジネスモデルの開発、生産性向上等を目指す実証事業に対する支援策を拡充するほか、これまでの実証により得られた事例の横展開についても、積極的に支援すること。

さらに、より高次元の社会インフラとなり得る6Gについては、実用化に向けた取組を加速するとともに、その実証フィールドを地方とし、地方から整備が進むよう取り組むこと。

(多様な主体による情報活用環境の整備)

- 様々なデータは新たな価値創造の源泉であり、その流通・利用がデジタル社会の重要な礎となる。このため、国において、デジタル化された個人や産業の各種データを、

個人情報に配慮しながら、新たなサービスや社会経済活動の創出等に積極的に利活用できる環境整備を進めるとともに、個人情報を取り扱う事業者における情報管理のあり方などを明確にし、全国共通のルールの下で厳格に運用されるよう、対策を講じること。また、新たな個人情報保護制度の内容を国民へ丁寧に説明するとともに、地方自治体を含む関係者向け研修会の開催や、ガイドライン・マニュアルの整備、相談窓口の設置など、制度の円滑な施行に向けて取り組むこと。

(行政機関の保有データの利活用)

- 活力あるデジタル社会を実現するために、地域課題に対する新たなソリューションやイノベーションの創出の源泉となる、行政機関が保有するデータを積極的にオープンデータ化し、多様な主体が豊富に流通するデータの中から必要なデータを容易に検索し、活用できる環境を整えることが重要である。そのため、国において、機械判読性の強化や形式の統一など、オープンデータの質の向上を図るとともに、昨年末に示されたデータ戦略のビジョンを実現するため、公的機関等で登録・公開され、行政手続におけるワンストップの実現や、オープンデータとして、様々な分野での活用が予定されている「ベース・レジストリ」の整備を計画的に進めること。また、地方が独自に行うオープンデータを活用した地域課題の解消に向けた様々な取組に対して、技術的・財政的支援を行うこと。

(誰一人取り残さないデジタルデバイド対策)

- 誰一人取り残さないデジタル社会の実現に向け、国において、誰もが身近な場所で、デジタル技術の活用に関する相談や学習を行える体制・環境を速やかに整備するとともに、多種多様な情報の中から必要な情報を選別し、主体的に使いこなすことができるＩＣＴリテラシーの向上を支援すること。また、ＵＩ（ユーザーインターフェース）・ＵＸ（ユーザーエクスペリエンス）に配慮した情報発信の充実や、音声入力や画像認識等による本人確認、ＡＩを活用した行政手続のデジタルサポートなど、地方が独自に行う先進的な取組や実証実験、デジタルデバイド対策等に対する技術的・財政的支援を充実すること。
- 携帯電話はもはや国民の生活必需品であり、今後のデジタル社会を支える重要なインフラとしての役割を果たすものであることから、利用者にとって適正な価格で質の高いサービスの実現が求められる。国の主導により料金の引下げ等が行われたところであるが、事業者間の活発な競争を通じてより低廉で多様なサービスが提供されるよう、引き続き公正な競争環境を整備するための取組を進めること。

(デジタル社会を支える人材の確保・育成)

- デジタル社会においては、デジタル技術を活用して、地域の課題解決や新たな価値を生み出す人材や、システムの連携を担う人材、国民の能力の向上のための教育を担う人材など、専門知識を有する多種多様な人材の確保・育成が喫緊の課題となっている。このため、国において、デジタル人材に求められる専門的能力や中長期的な育成方針等を示すこと。また、デジタル人材の円滑な確保に向けて新たな人材バンクの創

設などの取組を進めるとともに、限られたデジタル人材のシェアリングの観点から、複数の事業所での労務管理の問題などの制度的課題を整理し、意欲あるデジタル人材が、専門性を発揮し、幅広い分野で活躍できる環境整備を図ること。

- 地方自治体での専門的な知識・経験を有する外部人材の確保を支援するため、国の官民人事交流制度と同様の制度を創設するとともに、国のデジタル人材派遣制度については、派遣の対象となる役職が限定されているなど、地方の実情にそぐわない要件が設定されていることから、柔軟な運用を可能とすること。また、今後、地方において、デジタル化の取組を底上げし、高度化を進めていくためには、地域課題の解決やイノベーションの創出につなげることができるデジタル人材を育成していくことも重要となる。このため、幼少期からデジタル技術に触れる機会の創出や学校でのプログラミング教育の充実、A I 等を体験・活用できる環境の整備、大学や企業等と連携した即戦力人材の育成など、地方自治体等が行う人材育成を支援すること。併せて、地方自治体内部のデジタル人材育成に向けた取組に対して、財政的支援を行うこと。

(自治体DX推進計画に基づくデジタル・ガバメントの構築)

- デジタルファーストを徹底するとの考え方の下、引き続き、オンライン化、ワンストップ・ワンスオンリーの実現に向け、全ての行政手続について、書面・対面規制や添付書類の見直しを行い、必要な法改正等を速やかに実施すること。また、行政手続のオンライン化のため、必要となる地方自治体のシステムの改修等に対して、技術的・財政的支援を確実に実施すること。
- 国民一人ひとりのポータルサイトであるマイナポータルについては、行政機関と民間事業者のサービスとのA P I連携による官民の「情報ハブ」として機能するよう、U I・U Xの向上や、申請可能となる行政手続のさらなる拡大、A P Iの開発・提供等に取り組むこと。その上で、オンライン化が実現した行政手続については、オンライン申請が定着するよう、手続の概要、変更点、メリット等について、様々な広報媒体を活用して効果的に周知すること。
- 昨年12月に策定された「自治体DX推進計画」では、住民生活に直結する基幹系17業務に関し、新たに構築する共通クラウド基盤「(仮称) G o v - C l o u d」のシステムを利用し、原則令和7年度(2025年)までに、全ての地方自治体において標準化を実現するとされている。全ての地方自治体が期限までにシステムの移行を確実に実現できるよう、国において的確な情報提供を行うとともに、各地方自治体の置かれた状況に応じたきめ細やかなフォローアップに努めること。特に、今後提示される「自治体DX推進手順書」においては、移行に関する具体的なスケジュールや必要となる作業内容、運用経費の考え方、業務改革につながるポイントについて明示するとともに、基幹系業務システムの変更により影響を受ける全てのシステムの改修等に対する財政的支援を確実に行うこと。
- 法定受託事務や災害対応業務など全国で一律の水準が要求されるものや、A IやR P Aなど全国規模での導入により大きなスケールメリットが見込まれるものに関しては、国が標準システムを構築するとともに、その維持管理・更新等に対して財政

的支援を行うこと。また、標準化対象外の業務システムの複数自治体での共同利用やクラウド化の推進に係るインセンティブを創設するとともに、維持管理やシステム移行に多大なコストと人役を要する「レガシーシステム」の解消など、業務改革を含めた地方独自の取組に対しても、技術的・財政的支援を行うこと。

- A Iなどの新たな技術の活用を行う場合、調達実績のないスタートアップ企業等の採用や開発契約における性能保証の方法など、現行の調達制度に馴染まない側面もあることから、国において調達のルールづくりを行うこと。
- 地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、新たに令和3年度地方財政計画に地域デジタル社会推進費が計上されたところであり、その継続・拡充を図るなど、引き続き、地方自治体のデジタル化に係る取組への支援を充実・強化すること。加えて、地方自治体の情報システムの標準化に伴う運営経費等の減少額を地方財政のデジタル化や住民サービスの維持・向上のための経費に振り替えるなど、地方財政計画において適切な措置を講じること。

(マイナンバー制度の抜本的改善)

- マイナンバー制度の意義やメリット、オンライン申請が可能な行政手続の内容、セキュリティ対策等について、様々な媒体を活用して丁寧に説明を行うなど、国民のマイナンバー制度への理解とカード取得が促進されるよう、取組を強化すること。また、マイナンバーの利用範囲については、国民の理解を得た上で、厳重なセキュリティ確保による個人情報の保護を図りつつ、さらなる住民サービスの提供や民間サービス等との連携が進むよう、その拡大を図ること。
- 昨年12月に改定された「デジタル・ガバメント実行計画」等に基づき、マイナンバーカードの公的個人認証機能のスマートフォンへの搭載、生体認証の導入など暗証番号だけに依存しない個人認証方法の確立、健康保険証や各種免許証、障害者手帳等との一体化、手当や還付金等を受給できるプッシュ型住民サービス実施など、国民が利便性向上を実感できる取組について、関係機関と適切に連携を図りながら確実に実現すること。その実施にあたっては、地方に過度な負担を課すことがないよう具体的な手法やスケジュールを適切な時期に明示するとともに、必要となる地方自治体のシステムの改修等に対して、技術的・財政的支援を確実に行うこと。
- 今後の行政手続のオンライン化の進展や、大規模災害や感染症のまん延等の事態においてマイナンバーを活用するなど、マイナンバー制度の利用範囲の拡大にあたっては、セキュリティを十分に担保した上で、業務の効率化に配慮した情報連携など、法改正も含め抜本的な見直しを検討するとともに、必要となる地方自治体のシステムの改修等に対して、技術的・財政的支援を確実に行うこと。

(サイバーセキュリティ対策の強化)

- デジタル社会において、強固なサイバーセキュリティ対策は、多様な主体が安心して社会経済活動を行う上で不可欠である。このため、個人情報の漏えい等の懸念により、デジタル化の取組が阻害されることのないよう、国の責任においてサイバー攻撃等に関する情報を集約・分析し、必要な対策を講じるとともに、地方に対し、その分析結果や有効な対策について迅速に情報提供すること。

- 国においては、クラウド・バイ・デフォルト原則を目標に掲げ、クラウドサービス導入のため、具体的な評価基準やガイドライン等を整備しているところである。地方においても、同様に業務システムのクラウド化を推進する必要があることから、国の責任により、その前提となるセキュリティ対策を行うとともに、国での導入事例の紹介や技術的な助言等を通じて、地方の取組を支援すること。さらに、エンドポイント・セキュリティについては地方自治体が実施するものではあるが、その基準や規格については国が一定の見解を示すこと。
- デジタル・ガバメントの構築に向けては、行政手続のオンライン化の拡充による住民サービスの利便性向上や、クラウド化・テレワーク等の推進による業務の効率化のため、庁内ネットワークにおける高度なセキュリティ対策が必要となる。このことをふまえ、昨年12月に「地方自治体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」が改定され、「三層の対策」の見直しとこれに必要な情報セキュリティに対する技術的要件などが示されたことから、今後、新たなガイドラインに基づき、地方自治体が実施するセキュリティ対策の強化に対して、技術的・財政的支援を行うこと。
- 情報セキュリティポリシーに基づく技術基準並びに管理基準に適合しているか判断する情報セキュリティ監査については、国が最新の技術的観点から助言すること。

(デジタル化推進のための国と地方の協議の場等)

- 「デジタル社会形成基本法」では、重点計画の案において地方自治に重要な影響を及ぼすと考えられる施策については、地方の意見を聴かなければならないとされており、その他の施策についても、国と地方自治体で相互連携を図る必要性が規定されている。法の趣旨を実現するためにも、国と地方の協議の場にデジタル化に関する分野別分科会等を設置し、地方の声を反映させるプロセスを設けること。
- デジタル庁の創設を記念して10月10日・11日と定められた「デジタルの日」のイベントの開催にあたっても、法の規定に基づき、地方と連携を図ること。

(2) 「3つのS」で進めるデジタル社会の実現

① Smart Government (スマート・ガバメント)

(利用者の利便性向上を主眼に据えた行政事務のあり方の見直し)

- 国の法令に基づいて地方が行う行政手続のうち、利用者の利便性を阻害するものについて迅速な見直しを行うとともに、その方針やガイドラインの策定にあたっては、地方の現場に混乱のないように進めること。
- 行政手続のオンライン化については、国でワンストップ化できるものをより早期に検討し実現させるとともに、地方独自の手続についても、利用者にとって簡便なシステムの構築に向けた支援を行うこと。

- デジタル技術の活用を前提として、徹底的に既存の制度やルールの見直しを行い、業務をスリム化・効率化することも重要であるため、単なるシステムや業務の統一・標準化ではなく、併せて最適化も図ること。
- データを競争力の源泉とするデジタル時代においては、膨大で多種多様な流通する情報を相互に連携させ、新たな価値を生み出していく必要がある。行政が保有する公共データについては国民共有の財産であるとの認識に立ち、オープンデータとして積極的に公開するとともに、利用者の利便性を確保し、利活用を促進するため、国や地方がそれぞれ個別に公開することにより、公開場所が分散し、データ形式が異なっているオープンデータを、国においてポータルサイトに集約して統一形式で公開する基盤を構築すること。
- 民間が所有するビッグデータ、特に位置情報を行政にも活用していく地方の取組に対する支援策を講じること。また、災害時において、民間が所有する携帯電話の位置データを救助活動に利用するなど、緊急時に民間データを活用することができるような仕組みの構築に向け、地方自治体の取組を後押しする支援や環境整備を行うこと。

(テクノロジーの活用による行政部門の飛躍的な生産性向上)

- 限られた資源を効果的・効率的に活用し、政策の有効性を高めるため、データを活用したE B P M (Evidence Based Policy Making) を進めるとともに、政策評価の実施においても、データを活用した定量的な評価手法を整備すること。
- スマート・ガバメントの早期実現に向けて、地方が積極的に先進技術の活用を進めることができるように、短期的な視点からは導入・活用にあたっての財政的な支援とともに、先進技術の導入・人材育成を推進する人材を一定期間継続して派遣するなどの人的・財政的支援策を強化・充実すること。また、長期的な視点からは、全ての地方において官民の最先端技術や先進事例を円滑に採り入れ、住民サービスの向上・行政の効率化を図る取組が継続的に発展するよう、I C Tの導入についての助言・相談・情報提供を行うほか、I C Tを活用した業務改革を提案し、横展開を促進する総合支援窓口を設置すること。
- マイナポイント事業終了後、官民共同利用型のキャッシュレス決済基盤の構築を目指すこととされているが、検討にあたっては、地方が行う独自の政策にも利用できるよう、地方の意見をふまえて制度設計を進めること。

②Smart Solutions (スマート・ソリューションズ)

(テクノロジーを活用した社会課題の解決や社会変革の加速)

- 新たなテクノロジーを活用して、感染症拡大に伴い発生した新たな社会課題の解決や新しい生活様式の実現等に取り組むスタートアップ等民間企業に対し、社会実装に向けた実証実験にかかる支援や税制優遇措置など、地域におけるイノベーションや魅力的な産業創出を図るために支援制度を充実すること。

- 第一次産業における労働力の確保や生産性の維持・向上を図るため、テクノロジーを活用した省力化・省人化や高品質化など、スマート技術の生産現場への導入・実証を加速すること。
- 今回の感染症により進んだ医療や教育などにおけるデジタル化の流れを後戻りさせることなく新たな日常に対応できるよう、人材育成の支援や機器の整備、著作権料など、ソフト・ハード両面からの財政支援を実施すること。
- 近年、観光情報の収集・発信や旅行の予約などにスマートフォン等が利用されており、さらに今後「新しい生活様式」をふまえた観光スタイルにもAIなどのデジタル活用が期待されることから、ニーズに沿った観光コンテンツやサービスをタイムリーに受け取ることができるよう、デジタルマーケティングに基づく情報発信やコンテンツ造成、デジタルツールを活用した安全対策などに対して、人材育成・財政支援を行い、観光におけるDXを加速すること。また、脱炭素社会の実現に向けて、デジタル技術の活用は不可欠であることから、電力供給に関するデジタル化などの取組に対して財政支援を実施すること。
- 公共交通や物流などにおける接触を減らす手段としても、自動運転への期待が高まる中、その社会実装に向けては、国内の6割を占める積雪寒冷地への対応が必須である。日本の積雪寒冷地対応技術を世界に発信するため、自動運転の研究開発や社会実証試験の促進に向けた取組を加速すること。

(デジタル時代に向けた規制改革等の推進)

- ドローンの最大積載量や自動飛行に関する技術は進歩し、その活用領域については様々な可能性が提示され続けているところであるが、有人地帯上空の飛行等については規制があり、完全自動飛行についてはまだ制度上のハードルが高い。現在、2022年度を目指して有人地帯における目視外飛行（レベル4）での運用に向けた制度検討が進められているが、関係者や地方の意見を聞いた上で、安全性を担保しながらビジネス利用が活発化する制度検討を加速すること。
- 医療、交通、ECなどさまざまな分野で国境を越えたデータのやり取りが技術革新につながっていることから、G20大阪サミットを機会に、デジタル経済、特にデータ流通や電子商取引に関する国際的なルール作りを進めていく「大阪トラック」の立上げが宣言された。国においては、今後、様々な機会を通じ、関係する国・地域や国際機関等と協力して、データ流通や電子商取引に関する国際的なルール作りを進めること。

③Smart Workstyle (スマート・ワークスタイル)

(テクノロジーを活用した新しい働き方の加速)

- 社会全体で働き方改革が進む中、地方においてもテレワークやフレックスタイム制度を活用した柔軟な働き方を実現する必要があることから、環境整備に関する財政支援や法整備を行うこと。また、民間企業等に対してもテレワーク、オフィスの分散、サテライトオフィスの導入を促進するなど、働き方改革の導入を加速する仕組み

を構築・整備すること。具体的には、国が実施している各種助成金制度の拡充、及び制度の継続実施などにより支援を強化すること。また、地方自治体が独自に実施する企業のテレワーク導入支援やサテライトオフィスの整備事業等に対し、国が確実に財政措置を行うこと。

- 働く希望を持ちながらも、通勤が困難な障がいがある方やコミュニケーションに障がいがある方などが、希望を叶え、能力や適性を活かして、ともに働くことが当たり前の社会を実現するため、テレワーク等に加え、障がい者が働く可能性を広げるツールとして、A I やロボット技術が活用できるよう、必要な支援を行うこと。
- 介護現場等において、身体的負担に加えて、感染防止対策が負担となっている状況をふまえ、介護施設等における介護ロボットやI C T の導入に対する財政支援を拡充すること。
- リモートワーク等を活用した副業・兼業にあたっては、企業には労働時間の把握の難しさや健康管理を行うべき方法が不明確であること、また、労働者には労災保険給付の算定や、雇用保険、社会保険などが非適用になるケースが発生するなどの制度的課題がある。全国各地の中企業が外部人材を受け入れやすくするために、現行制度における課題を明確にし、労働法制を整備すること。加えて、労務管理のあり方を示したガイドライン等により、企業への周知を図ること。

(ワーケーションによる新しい働き方の促進)

- コロナの時代の「新しい日常」に適応できる新しい働き方・ライフスタイルの実現に向け、政府の一元窓口となる「ワーケーション推進本部（仮称）」の設置、ワーケーション関連施設・設備の整備・改修に対する地方及び民間企業への財政支援及び税制優遇措置を行うなど、ワーケーションを積極的に推進すること。

Ⅴ 脱炭素社会の実現

(先行して脱炭素を実現する地域づくり)

- 国の地球温暖化対策推進本部において、2030年度に、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けることを表明したことをふまえ、脱炭素社会の早期実現に向けて、現在進められている「地域脱炭素ロードマップ」の策定にあたっては、地方の意見をふまえるとともに、省エネルギー対策のさらなる推進や、再生可能エネルギーの普及拡大など、地域づくりに資する幅広い取組を支援するための自由度の高い総合的な交付金を創設すること。
- 再生可能エネルギーを飛躍的に普及拡大させるため、系統接続の制約を解消するとともに、送電線の容量不足を補うために事業者が負担する工事費等についても支援すること。
- 地域の企業、産業支援機関、大学における脱炭素社会の実現に向けた革新的技術の創出を進めるため、地域の特性に応じた産業振興に資する研究開発の取組を支援する制度を創設、拡充すること。

- 地域が実施する政策・事業を人材・技術情報を含めて積極的に支援するとともに、国と地方の役割をふまえての一体的な施策を推進するため、国と地方との恒常的な協議の場を設けること。

(脱炭素の基盤となる重点対策)

- 新築住宅は、再生可能エネルギーの導入を要件としたネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の早期適合義務化を図ること。また、多雪地域等、太陽光発電に不利な地域においてもZEHの導入が進むよう、必要な技術開発や財政支援を行うこと。
- 既存住宅は、高断熱性能の確保、住宅屋根への太陽光発電設備や蓄電池の設置に向けて全国の自治体が足並みを揃えて取り組める優遇税制等の誘導策を検討すること。
- 公共施設や社会福祉施設、商業用ビルをはじめとする建築物の早期ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化を推進するため、各省庁の補助制度や起債制度を、ZEBを前提としたものとするとともに、財政措置等、必要な支援策を講じること。
- 建築物への補助制度は多岐にわたり、例えば耐震対策としてZEHに建て替える場合、耐震補助金とZEH補助金の重複受給ができないなど、制度に課題がある。ZEHや国の省エネ基準を上回る自治体独自の高性能な省エネ住宅の普及のために、関係省庁の補助金を組み合わせて活用できるよう制度を検討すること。
- 地域交通の脱炭素化を加速させるため、EVやPHVの充電インフラの普及を図ること。
- 長距離交通の脱炭素化は水素の普及がカギとなることから、鉄道や船、トラックなど大型車両の燃料電池化やステーション等の整備支援の拡充、水素ガスに関する必要な規制緩和を講ずること。
- 脱炭素社会を実現するための施策を展開していく上で、迅速で正確な情報を把握することが非常に重要であるため、導入する再生可能エネルギーのCO₂削減効果を適切に反映した温室効果ガス総排出量、自家消費分まで含めた地域における再生可能エネルギー電力の需給状況やZEH・ZEB導入状況等の統計整備を行うこと。

(脱炭素社会における雇用の確保)

- 脱炭素社会においては、再生可能エネルギーの普及や自動車のEV化などにより、産業構造に大きな変化が生じることが予想される。これにより流動化することが見込まれる雇用のあり方を注視し、対策を講じること。

VI 地方部と都市部がともに輝く社会の実現

(Ⅰ) 移住・二拠点居住等の推進による大都市部への一極集中への対応

(移住の促進)

- 感染症が拡大する中で、首都圏の若者の地方への関心が高まっているとの調査結果もあることから、このような国民の意識の変化をふまえ、地方への人の流れをより大きなものにし、活力ある地方を実現するため、誰もが自らの意思によりライフスタイル

イルを選択できるような取組を進めることなどによって、地方への移住を促進すること。

(二拠点居住の推進)

- 感染症によりテレワーク・ワーケーションが一般化し、都市部と地方部の双方に生活と仕事の拠点を持つライフスタイルである、二拠点居住のニーズが高まっている。都市部と地方部のつながりを強め、新たな交流を生み出しつつ、分散型社会の形成に資する、二拠点居住の取組を、「全国二地域居住等促進協議会」などを通じて、さらに推進すること。
- サテライトオフィスやコワーキングスペース、ワーケーションなどの受入環境の整備として地方自治体が行う廃校舎や公民館、空き家等の改修、ホテルや旅館の施設改修などへの財政支援の拡充を図ること。また、第二住民登録制度や子どもの教育支援のための「区域外就学制度」の柔軟な対応、二拠点居住実践者への住まいの確保・移動に係る負担軽減など、地方と連携して二拠点居住を進めるにあたっての制度的課題を抽出し、財源配分等も含めた検討を行う研究会を設置するとともに、必要な法整備や規制緩和に積極的に取り組むこと。

(テレワークやワーケーションの推進)

- 急速に拡大しているテレワークや在宅勤務などの多様な働き方の導入を加速化すること。また、関係人口の創出など、地方部と都市部とのつながりを強化し、新たな交流を生み出しつつ、多様な人材が地域づくりの担い手として活躍できるよう、地方への人の流れをより大きなものにしなければならない。そのため、遠隔地でのテレワークの推進をはじめ、政府の一元窓口となる「ワーケーション推進本部（仮称）」の設置、企業の労務管理に係るガイドラインの策定・周知、ワーケーション関連施設・設備の整備・改修に対する地方自治体及び民間企業への財政支援及び税制優遇措置を行うなど、ワーケーションの取組を支援すること。
- テレワーク交付金については、地方の取組に十分な額を確保し継続するとともに、地方自治体及び民間事業者の主体性が十分発揮できるよう、補助対象を拡大するとともに、柔軟な使途・手続とすること。

(政府関係機関の地方移転の推進や企業の本社等の社会機能の分散)

- 新たな人の流れの創出にあたって、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、政府関係機関の地方移転の推進や企業の本社等の社会機能の地方への分散を図るとともに、将来的な地域イノベーション等の実現に向けた研究機関・研修機関等の地方移転を推進すること。また、これらの取組の結果をふまえ、国において2023年度中に地方創生上の効果、総括的な評価を行い、地方移転の取組が一過性のものならないよう、継続的な財政措置など、国が責任をもって必要な対応を講じること。

(関係人口の創出・拡大)

- 関係人口の増加は、担い手不足など様々な課題を抱える地方自治体にとって有意

義なだけでなく、これを通じた自己実現やビジネスチャンスの拡大などの意欲を持った住民にとっても有意義なものである。このため、関係人口の拡大に向け、引き続き、地域と人材をつなぐマッチング・コーディネート機能の強化を進めること。また、移住・就業だけでなく、副業・兼業も含めた多様な形態を通じて、専門知識や経験を有する人材を地域の中小企業に展開・還流する取組を促進すること。

(人口の移動要因の分析)

- 地方部と都市部がともに輝く社会を実現するためには、地域を支える人材を確保するという量的な視点だけでなく、それぞれの地域が持つ独自性を生かし、魅力ある地域を創りあげ、そこに暮らす一人ひとりの希望をかなえるという「質」を高めていく必要がある。そのためには、人口の移動理由を把握し、分析したうえで、地域の実情に応じた効果的な施策を展開することが必要である。国においては、住民基本台帳を活用して移動人口数が把握されているが、移動理由については独自に調査を行っている県があるものの、調査方法や調査項目は様々であり、全国的に統一された人口の移動状況調査は実施されていない。このため、移動理由等の把握について、プライバシーに慎重に配慮したうえで、人の移動に関する全国的な要因分析ができるよう、住民基本台帳法の改正も含め、仕組みづくりを検討すること。また、人の移動に関する要因分析結果に基づき、活力ある地方の実現に向けた施策を推進すること。

(地域を指定した振興策のバランスの取れた採択)

- 国においては、これまでも、スタートアップエコシステム拠点都市等、地域を指定した振興策が講じられてきたが、その多くは都市部・都市圏を対象としたものに留まっている。今後、デジタル化や DX などをテーマに同様の措置や制度を講じる際には、都市と地方のバランスのとれた採択を行うこと。

(2) 防災・減災、国土強靭化の推進による「新次元の分散型国土」の創出

(激甚化・頻発化する災害への防災・減災対策)

- 近年の豪雨や地震等は、「想定外」、「数十年に一度」の規模で頻発している。今後想定されている南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震などの大規模地震や激甚化・頻発化する風水害などの災害から国民の生命・財産を守るために、重要インフラの機能を維持し、エネルギー供給源の分散化による災害時の強靭性を強化するなど、必要な予算を確保し、防災・減災対策を進めること。また、想定される首都直下地震に対応するための首都機能のバックアップ体制の強化に向けて、具体的な検討を進めること。
- 平成 30 年 7 月豪雨や令和元年房総半島台風・東日本台風、令和 2 年 7 月豪雨など、近年は全国各地で、河川の氾濫・大規模な浸水、長期間にわたる停電等の被害が多く発している。被災地の早期復旧と円滑な生活再建を速やかに実現するとともに、「流域治水」の考え方に基づき、堤防強化対策や雨水貯留施設等の流域全体で水災害を軽減させる対策、送電・配電施設の強靭化等、これらの大規模災害を教訓として徹底的な対策を講じること。

- 大規模・広域・複合災害への備えから復旧・復興までを見据え、事前復興や再度災害防止の観点も交えた対策の強化・充実を図るため、地方創生に資する事前復興について、法令に位置付けるとともに、被災前からのソフト対策・ハード対策などに地方が主体的、計画的に取り組むことができる新たな財政支援制度等を創設すること。
- 災害時に地域の復旧復興を支える建設業について、感染症の拡大により、建築や設備等に対する民間投資の落ち込みが予想される中、地域経済に効果の高い公共事業に必要な予算を確保し早期に執行するとともに、民間工事の需要を喚起する措置を講じること。

(「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」の着実な実施と財源の確保)

- 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進にあたっては、都市部と地方部が連携・補完し、ともに輝く地方創生につながるような視点で国土強靭化に取り組み、地方の安全・安心を確保することが重要である。そのため、地方が中長期的な見通しのもと、国土強靭化地域計画に基づく取組を強力かつ計画的に進め、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」を着実に実施することができるよう、必要な予算を当初予算において別枠で安定的に確保するとともに、地方財政措置の拡充などによるさらなる負担軽減を図ること。

(地方創生を支えるインフラ整備)

- 「地方創生回廊」の中核であるリニア中央新幹線については、民需主導の持続的な経済成長と一億総活躍社会の着実な実現につなげるために、全線開業の1日も早い実現に支障が生じることのないよう、事業の着実な実施に向け、国として必要な支援及び措置を講じること。
- インフラ等の地域間格差解消に向けて、高規格道路、整備新幹線等の交通インフラのミッシングリンク解消やダブルネットワーク化、高規格道路の暫定2車線区間の4車線化、整備新幹線の整備促進、新幹線の基本計画路線から整備計画路線への格上げ、幹線鉄道等の高速化等を早期に実現し、地方創生を支える多核連携型の基盤を整え、国土強靭化を推進すること。また、道路については、中長期的に安定的な道路整備・維持管理等を推進するため、新たな財源を創設すること。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会、ワールドマスターズゲームズ2021関西、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）、第20回アジア競技大会（2026年、愛知・名古屋）など大規模な国際的イベント等を契機として交流人口の拡大等を図り、地域経済の活性化につなげるためのインフラ整備を加速すること。

(インフラの老朽化対策の推進)

- 今後老朽化割合が急速に高まるインフラを適切に維持管理・更新するためには、国と地方が一体となり、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策を重点的かつ集中的に取り組んでいかなければならない。そのため、点検結果により明らかになった要修繕箇所の対策を確実に実施するために必要な予算を確保すること。

- 定期点検など地方が適切に維持管理・更新できるだけの必要な財源を安定的・継続的に確保すること。またその際には、地方財政への影響を十分考慮するとともに、補助・交付金制度の要件緩和や国費率のかさ上げなど地方財政措置の拡充によって確実な財源措置を図ること。
- 維持管理・更新に関する技術開発の推進や技術者の育成などを含め、インフラの老朽化対策を着実に推進すること。
- 今後も人口減少や公共施設等の老朽化が進展すると見込まれる中、引き続き公共施設等の集約化、長寿命化等に取り組むため、公共施設等適正管理推進事業債について、令和4年度以降も延長するとともに、公用施設も含め対象を拡充すること。

VII 東日本大震災からの復興・再生と東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて

(東日本大震災の被災地域における地方創生)

- 東日本大震災から 10 年の節目を迎えた。被災地では官民を挙げた懸命の努力により、インフラ整備をはじめとした復旧・復興が着実に前進しているものの、なお4万人以上の方が避難生活を余儀なくされているなど、復興は道半ばである。「被災地の復興なくして地方創生なし」の考え方のもと、被災者に寄り添いながら、現場主義を徹底して地方創生のモデルとなるような復興を実現し、「新しい東北」を一日も早く創造することを改めて明確化すること。
- 設置期限が延長された復興庁においては、被災自治体や、被災地・被災者の意見をふまえ、第2期復興・創生期間も被災地が復興を成し遂げるのに必要な事業や支援を確実に実施すること。

(東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて)

- 「復興五輪」を理念として掲げてきた東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を、国・地方の総力を挙げて成功させるとともに、その開催及びレガシーが地方創生の起爆剤となり、新しいスポーツイベントのモデルとなるよう取組を進めること。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会には、多くの選手・大会関係者などが我が国を訪れる事から、水際対策を徹底し、防疫措置等について、国の責任において徹底した対策を実施すること。加えて検査・治療・療養体制などについて、関係省庁が連携して必要な対応を行うこと。

VIII 第2期地方創生を実りあるものとするために

(個々人の希望をかなえる少子化対策の強化)

- 我が国の少子化は深刻さを増し、2019 年の出生数は 86 万 5,239 人と過去最少を記録している。また、感染症の影響により、さらなる減少が見込まれる。このため、国と地方が総力を挙げて「第4次少子化社会対策大綱」の基本的目標である「希望出

生率1.8」を実現するために、長期的な展望に立ち、全ての子どもを対象にした医療費助成制度の創設、産後ケア事業への補助の拡充、裁量性かつ継続性のある財政支援の実施など、必要な安定財源を確保しながら、総合的な少子化対策を大胆に進めること。

- 中高生等からの若い世代を対象とした妊娠・出産に関する正しい医学的知識の普及・啓発を含め、将来のライフプランニングに関する授業や講義等を実施する場が設けられるよう支援すること。
- 地域少子化対策重点推進交付金について、複数年度にわたる同一事業も交付対象とするなど、地域の実情に応じた施策を推進できるよう運用の弾力化を進めるとともに、同交付金をはじめとする少子化対策関連予算の規模の拡充を図ること。

(男性の家事・育児参画の推進と質の向上)

- 結婚・子育て世代の男女が、制度的な制約により仕事や生活の選択肢を狭められることのないよう、男性の育児休業等の取得を促進する仕組みを強化するとともに、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の推進、「イクボス」の推進などに向けた職場風土の醸成が図られるよう、国として必要な支援及び措置を講じること。また、いわゆる「取るだけ育休」や「ごろごろ育休」を防止し、男性の育児休業の質を向上させるため、男女がともに家事や子育てを行うという機運の醸成に向けた全国的な取組を行うこと。

(不妊治療等への支援の拡充)

- 国において不妊治療の保険適用拡大をふまえた全体の制度設計を示すこと。検討にあたっては、これまで地域の実情に応じて取り組んできた地方の意見をふまえるとともに、速やかな事業推進のため、地方が運用するシステム改修等が円滑に行えるよう、必要な財政支援を行うこと。
- 不妊治療の治療日数に応じた休暇制度の創設など、不妊治療と仕事の両立支援に向けた環境整備を行うこと。

(待機児童対策・子育て支援)

- 令和2年12月に策定された「新子育て安心プラン」に基づき、待機児童解消のための支援の充実を図るとともに、地域の実情に応じて保育環境の充実が図られるよう、保育職に対する社会的評価の向上やさらなる処遇改善に取り組み、保育士の確保や定着を図るための十分な支援と財政措置を講じること。
- 子育て家庭の負担軽減を図るため、0歳児から2歳児までの保育料の無償化の対象範囲を拡大すること。また、仕事と子育ての両立を支援するために、放課後児童クラブの安定的な運営や職員の処遇改善への支援の拡充とともに、放課後児童クラブ利用料や病児・病後児保育利用料の負担軽減策を講じること。

(家畜伝染病に強い畜産づくり)

- 豚熱ワクチン接種農場での豚熱発生や全国的に発生している鳥インフルエンザの感染拡大の状況をふまえ、家畜所有者による衛生管理をさらに強化するため、施設や資機材の整備等に係る補助の嵩上げや支援メニューの拡充などを行うこと。また、家畜伝染病が発生した際の防疫措置について、家畜のと殺の責務は、本来、家畜所有者にあるため、所有者自らが防疫作業に対応する仕組みを検討するとともに、大規模農場においては、所有者及び関係団体自らが、基金の創設など防疫措置に係る財源確保等を検討するよう、国から促すこと。
- アフリカ豚熱の国内侵入に備え、空港等での水際対策や訪日外国人等による肉製品の持ち込み禁止を徹底するとともに、ワクチンの研究開発など予防対策を早急に進めること。

(農林水産業の成長産業化)

- 農林水産業・農山漁村は、地域の社会・経済を支える重要な役割を果たしてきたが、今日、従事者の高齢化・減少など様々な課題を抱えている。これを克服し、「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」の実現に向け、経営感覚に優れた人材等の育成・確保に係る地方の取組に対する支援や6次産業化の推進に係る国庫補助の拡充、スマート農林水産業の推進に向けたＩＣＴ・ロボット技術の研究開発やこうした技術の実装、これらを支える生産基盤の強化等、農林水産業における所得の向上と成長産業化の推進を図ること。
- 感染症の収束後に需要拡大が見込まれる加工・業務用野菜・水産物などの安定供給体制に必要な農産物・水産物の加工処理施設や鮮度保持施設の整備、また非接触・非対面など「新たな生活様式」の実践による需要拡大に対応した物流機能を強化するためのＩＣＴ活用による冷凍設備の増強等、ハード整備を支援すること。
- 長期的な木材需要の低迷や感染症の影響を受けた新設住宅着工戸数の低迷等により、林業・木材産業事業者の経営継続への影響が懸念される一方で、二酸化炭素排出削減に対する木材利用への期待は大きいことから、住宅分野及び公共建築物をはじめとする非住宅分野の木造化・木質化の推進などにおいて、国産木材の需要拡大を図ること。

(農林水産物の輸出の促進)

- 感染症の影響を受け減少した農林水産物の需要の喚起や輸出の維持・強化につながる取組について、販売促進のためのプロモーションや施設整備等に十分な予算を確保し、継続して支援すること。
- 農林水産物等の輸出にあたって、中国・韓国・台湾等アジアを中心とする国・地域が、科学的根拠に基づき、速やかに輸入規制措置を撤廃するよう強く働きかけるとともに、我が国の農林水産物等の安全性に関する正確な情報を発信し、信頼の回復を図ること。

(農林水産業と福祉分野のさらなる連携の促進)

- 農福連携は、農林水産業の担い手確保や障がい者の就労の場の創出にとどまらず、障がい者の生きがいの創出や生活の質の向上等につながるものである。このため、令和元年6月に策定された「農福連携等推進ビジョン」に基づき、官民挙げて農福連携の定着・拡大に取り組むことができるよう、同ビジョンの実現に向けた省庁横断の推進体制の構築や、国・県・市町村などの意見交換の場の設置、ノウフク商品の知名度向上に取り組むとともに、必要な財源の確保と地方への配分を行うこと。また、林業・水産業においても、農業と同様の推進体制の構築等を進めること。

(事業承継)

- 深刻な後継者不足に直面している中小企業は、地域の雇用や住民生活等を支える存在であり、その廃業やそれに伴う雇用と技術の喪失は、地域の存続にかかわる重大な問題である。中小企業の円滑な事業承継を実現するため、地域の実情に応じた事業承継・引継ぎ支援センターの取組や専門家派遣への助成、持ち株会社を含め様々な経営体制の実態に即した税制の負担軽減措置の対象要件の緩和など、事業者の気づきから承継の実現までの一貫した支援をより一層充実させること。

(国内半導体産業の再興)

- 我が国の半導体産業は、1980年代には世界の50%を超えるシェアを占めていたが、今日ではその存在感は低下している。一方で、産業のデジタル化の基盤である半導体は、世界的な供給不足となっていることに加え、戦略的な重要性が高まってもいる。半導体産業が地域の雇用・経済に多大な影響を与えることをふまえ、我が国の半導体産業の再興に向け、国家戦略として異次元の支援策を検討すること。

(次世代データセンターの地方での整備)

- 今後のデジタル需要・データ通信量の急増に対応するとともに、災害に対する強靭性を高めるため、次世代のデータセンターについて、地方に拠点を分散して整備することとし、整備に係る費用への補助制度の新設や通信・電力利用の優遇措置などによる支援を行い、国内における最適配置を図ること。

(中小企業の自発的な賃上げに向けた環境整備)

- ワクチン接種の着実な実施などによって、今年度後半には我が国の経済を自律的な成長軌道に乗せていく必要がある。そのためには、感染症の影響により厳しい経営環境にある中小企業の事業・雇用の維持への支援に万全を期しつつ、中小企業の生産性向上を促すことで、結果として賃上げにつながるような環境整備が求められている。厳しい経営環境下にある中小企業の経営状況にも配慮しつつ、地方創生の観点から地方における若者の地元定着を促進するためにも、中小企業の自発的な賃上げに向けた環境整備を進めること。

(地方銀行の再編)

- 現在国において検討が進められている地方銀行の再編にあたっては、単に地方銀行の経営改善・効率化のみを目的として進めるのではなく、地方の中小事業者が事業継続や事業承継などをスムーズに進めることができるようにするなど、地域経済を活性化させるものでなければならない。そのため、これまでの再編事例を検証し、地域ごとの実情もふまえ、地方の意見を十分に聞きつつ、慎重に進めること。

(若い人材の地方への定着)

- 感染症を機に、高校生の就職を取り巻く環境が極めて厳しくなっていることから、早期からの進路相談や企業の求人開拓などの取組、さらには外国人や障がい者への重点的な就職支援などの取組に対して財政支援を講じること。
- 感染症を機に、「新しい生活様式」の実践の場として、地方での就学・就職を希望する際に、多様な選択ができるよう、地方の大学や専門学校等の編入枠の拡充や負担軽減を図るための財政支援、地方への転職向けの専用相談窓口の充実をはじめとした、新たなチャレンジへの支援に柔軟に対応できる制度を構築すること。

(デジタル技術を活用した教育の推進)

- 「GIGAスクール構想」に基づくデジタル技術を活用した教育の推進や、災害や感染症等の緊急時における学びの継続のため、国庫補助の対象となっていない家庭でのオンライン学習時の通信費や、高等学校や特別支援学校高等部の BYOD を含む一人一台端末について、十分かつ恒常的な財政措置により継続的な支援を行うとともに、有償ソフトウェアに対する財政的支援を拡充すること。また、授業目的公衆送信補償金については、国で一括対応するなど、地方自治体の負担が生じないような措置を講じること。さらには、今後、本格導入が検討されているデジタル教科書を有効に活用できるよう、国において調査研究を行い、効果的な活用方法を示すこと。
- 各学校設置者がICTを活用した教育への取組を確実に進めるため、学校のICT環境の整備については、「GIGAスクール構想」の実現後に生じる設備の維持・管理や更新等への対応も併せて、高等学校も含め国が継続的に支援する新たな国庫補助制度を創設すること。

(これからの高等学校教育のあり方)

- これからの高等学校は、デジタル社会の進展や人口減少など、社会の構造的な変化に対応しつつ、生徒の多様なニーズに応じて、高等教育機関や実社会との接続機能を果たさなければならない。全国知事会の実施した調査では、ICTとAIドリルの導入により、特に経済困窮世帯の生徒の学力が高まるとの調査結果も出ている。困難を抱える子どもたちへの支援として、ICT等の学習環境を整える施策を打ち出すこと。また、高等学校の魅力化や特色化を進めるため、より柔軟なカリキュラム編成を可能とする、教育課程特例校制度の指定要件の柔軟化や「みなし単位」の上限撤廃を行うこと。また、生徒の学習状況等により適切な修業年限が保障されるよう、学校教育法を改正し、高等学校の修業年限をすべての課程について「三年以上」とするとともに、

全ての大学に「大学教育の先取履修を単位認定する仕組み」を構築するよう働きかけるなど、高大連携を一層促進すること。

(魅力ある地方大学の実現)

- 地方創生に資する魅力的な地方大学を実現するため、「地方国立大学の特例的定員増」の採択にあたっては、大学進学者収容力が低い地方の大学を優先的な取り扱いとともに、この措置を翌年度以降も継続すること。また、特例的定員増により、地方に真に魅力ある学びの場が作られ、地方への若者の定着が図られるよう、選定された地方大学が地方自治体や地方の産業界と連携して実施する研究開発や専門人材の育成などの特色ある取組に対して、大胆な財政支援を行うこと。
- 地方大学は、地域における「知の拠点」として、地域における新産業の創出、地域の活性化や地域における就学機会の提供と有為な人材の育成・定着等に貢献している。引き続き、地方大学が地域・産業界とのさらなる連携強化やイノベーションの創出、地域産業の振興など、地方創生に資する共創の拠点としての役割を果たせるよう、地方大学の機能強化・研究環境を抜本的に充実するための積極的な財政支援を行うこと。
- 内閣官房が運営している情報ポータルサイトをより効果的で実効性のあるものとし、大学等の地方へのサテライトキャンパス設置の取組を促進すること。

(地方創生における女性活躍の推進)

- 地域の活力と競争力を高め、持続的な発展につなげていくためには、社会の半分を占める女性が能力を十分に発揮して活躍することが不可欠であるため、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた柔軟で働きやすい就業環境の整備や、女性の管理職への登用促進など、それぞれの地域において女性も能力を十分に発揮できる仕組みづくりが進むよう、国として必要な支援及び措置を講じること。
- 地域女性活躍推進交付金について、複数年度にわたる同一事業も交付対象とするなど、地域の実情に応じた施策を推進できるよう運用の弾力化を図るとともに、同交付金をはじめとする女性活躍関連予算の規模の拡充を図ること。

(文化の振興・観光の振興・地域の活性化の好循環の創出)

- 地域の古民家等の文化資源を活用して、国内外からの観光旅客の来訪や地域における滞在、消費を促進することにより、文化資源の保存と活用、地域の魅力向上と来訪者の増加、地域経済の活性化の好循環の効果を一層高めることが重要である。そのため、文化観光推進法に基づく、文化施設の機能強化や、地域一体となった文化観光の推進といった取組における、地域の古民家等の文化財への税制上の特例措置を講じ、地域の文化資源の活用を一層促進すること。

(健康まちづくりの推進)

- 人生100年時代を迎えるにあたっては、いくつになっても誰もが健康で生き生きと暮らすことが大切であるとともに、就職時に若者が健康経営に取り組む企業を重視するという結果もあることから、Society 5.0 や SDGs などの考え方を取り入れ

ながら、国民一人ひとりの主体的な健康づくりや、スポーツを通じた健康増進、企業の経営力向上にもつながる健康経営に向けた取組を進める必要がある。これらは、データを有効活用するなどして、地域ごとに実情に沿ったきめ細かな施策を講じていくことが効果的であることから、安定的な財源を確保し、関係省庁が連携して地方を支援すること。

- 健康寿命の延伸・健康格差の縮小のためには、健康的な生活習慣の定着や健（検）診による疾病等の早期発見が不可欠であり、全医療保険者や市町村が一丸となった特定健診・がん検診の受診率向上に向けた対策や生活習慣病予備群等の確実な把握及び保健指導などの取組を強化する必要がある。このため、全ての人が漏れなく適切に特定健診やがん検診が受けられるよう、健診機関の充実等の受診環境の整備やICTの活用等による保健指導実施方法の見直しなど、保険者の取組を支援する対策を講じること。

(地方創生 SDGs の実現)

- 感染症により、経済・社会・環境の課題間の深刻なトレードオフが顕在化した今、世界の持続可能性を見据えるSDGsの考え方の一層重要となっている。感染症への対応、収束後の社会の変化や人々の行動変容をふまえた政策を検討していく今こそ、SDGsは、地方創生の大きな原動力となる。「誰一人取り残さない」社会の実現をめざしたSDGsの理念をふまえ、地方創生のより一層の充実・強化に取り組み、地方創生SDGsに向けた「自律的好循環」を形成することが重要である。このため、引き続き、SDGsの実践が国民的な運動となるよう、国として必要な広報・啓発活動を一層強化していくとともに、自治体SDGsモデル事業補助金の複数年度の交付等、地方創生に向けた自治体SDGs推進のための取組への支援を拡充すること。

(「国と地方の協議の場」における分野別分科会の設置)

- 国の施策に地方の実情を的確に反映するため、「国と地方の協議の場」において、具体的なテーマについて議論する分野別の分科会を設け、充実した議論と実質的な成果が得られるものとすること。

IX 地方創生を下支えするための支援

(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の確保・充実)《再掲》

- 臨時交付金は、令和2年度補正予算や予備費の活用により、累計で8兆円規模の総額が確保されたことで、地方が必要とする感染症対策、雇用・経済対策に一定程度取り組むことができた。また、今年度においても予備費の活用により、感染拡大の影響を受けている事業者への協力金など、地方が感染症対策を実施するための新たな特別枠として、5,000億円が措置されたことは、高く評価するものである。一方で、変異株の猛威により、感染が全国各地へと急拡大し、追加的な財政支援を要する状況となっていることや、感染症の拡大による社会経済活動の低迷により、地方の税収入は大幅な落ち込みが見込まれることなどから、地方財政は極めて厳しい状況下にある。地方が引き続き感染症対策はもちろんのこと、特に悪化している雇用情

勢をふまた雇用・経済対策や、地域の実情に応じた独自の対応を、地方の判断により実施できるよう、時機を逸することなく、補正予算の編成や予備費の活用などにより、全ての地方自治体が必要とする額を確保し、追加配分を実施すること。具体的には、地方単独事業に充当できる臨時交付金をさらなる増額や、配分が留保されている事業者支援分の早期配分、協力要請推進枠の地方負担の見直し、即時対応特定経費交付金の期限撤廃及び交付基準の引き下げなど、国として全面的な財政措置と柔軟な運用を行うとともに、協力金単価についてこれまでの運用拡大措置の継続や大規模施設等の規模に応じて算定する協力金に係る事務経費について、飲食店と同様に措置するなど、適用される制度間での協力金の財政支援の公平化を図ること。また、地域の実情に応じた事業を地方の判断により実施できるよう、基金への積立要件の弾力化や期間延長、繰り越しに係る柔軟な対応や手続の簡素化、実施計画の柔軟な変更の承認や実績報告の簡素化など、さらに自由度の高い柔軟で弾力的な制度とすること。

(安定的な地方創生関連予算の確保)

- 感染症の拡大による社会経済活動の低迷により、地方税の大幅な減収が見込まれる中、日々感染症対策に取り組む地方は、度重なる大規模災害の対応とあわせて、財政調整基金を取り崩しながら財源を確保するなど、行財政運営に大きな影響が生じ始めている。

第1期に積み上げた地方創生の成果を取り戻すとともに、日本の活力を復活させ、感染症の脅威に打ち勝つ強い地方創生を実現するため、地方交付税等、恒常的な一般財源の確保はもとより、安定的に第2期を通じて、「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充・継続を行うとともに、「地域社会再生事業費」及び令和3年度に地方財政計画において創設された「地域デジタル社会推進費」を継続すること。また、地方創生推進交付金をはじめとする地方創生関連予算についても大幅に拡充すること。

(地方創生推進交付金制度の大胆な要件緩和と拡充)

- 感染症拡大の影響を受け、停滞しつつある地域経済の活性化のため、暫定的な措置として、地方創生推進交付金について、これまで対象ではなかった現地訪問に係る費用の負担軽減や事業に参加する県外居住者への給付など、個人や個別企業に対する給付も対象に含めるような使途の大膽な柔軟化を図ること。
- 「移住支援金制度」のさらなる活用促進に向け、国による支援金の対象者である東京23区に在住・通勤する者への周知・広報の一層の充実を図るとともに、実施状況や地域の実情もふまえ、さらなる制度の拡充や運用の弾力化等を検討すること。
- 令和2年度から設けられた、「Society 5.0 タイプ」については Society 5.0 の実現を加速化するため、採択要件を横展開タイプと同等とするなど、弾力的で柔軟な運用を図ること。
- 間接補助事業について、年度末までの事業期間を確保するため、間接補助方式による補助事業の事業完了の定義を見直し、実績報告後に事業者等への支払いが可能となるよう、運用の改善を図ること。

- 感染症の影響を考慮し、実施計画の 1 年延長、事業年度間の事業内容・事業費の変更など、地方創生推進交付金事業の運用について、柔軟に対応すること。

(地方創生拠点整備交付金の自由度向上)

- 地方創生拠点整備交付金については、引き続き、対象分野を限定せず、地方創生に資するもの全般を対象とし、採択要件の緩和を進めた上で、地方が必要とする総額を当初予算において確保するとともに、複数年度の施設整備事業の採択事業数の拡大や、既存施設への新規設備の導入等、交付対象となる事業範囲の拡大を図ること。

(地方拠点強化税制の拡充)

- 地方拠点強化税制については、令和 3 年度末をもって適用期限が到来することになっているが、引き続き地方において若い世代が安心して働く質の高い雇用の場を確保していくためにも、制度を継続させること。また、感染症の影響により、企業の地方移転への機運が高まっていることから、雇用促進税制による税額控除の大幅拡充、移転に関連する職員住宅・社員寮などの施設の支援対象への追加、オフィス減税と雇用促進税制の併用を可能とする措置の拡充などに加え、本社機能だけでなく様々な部門のサテライトオフィスの設置も対象とするなど、さらなる活用のための制度の充実を行うこと。

(地方創生応援税制の認知度の向上等)

- 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）については、今後とも、寄附活用事業の主体はあくまで地方団体であることに留意しつつ、志ある企業の地方への寄附による地方創生の取組への積極的な関与を促すことにより、本制度の認知度の向上と健全な発展を図るとともに、地方への資金の流れを飛躍的に高めること。また、昨年度に創設された人材派遣型については、派遣人材が、派遣元企業を退職した上で地方公務員法等に基づいて任用する必要があること、給与水準が下がってしまう可能性があることなど、円滑な人材確保に課題があることから、国の官民人事交流制度と同様の制度を創設すること。

(地方一般財源総額の確保・充実)

- 地方一般財源の総額については、「3 か年の間実質的に同水準を確保する。」とされた基盤強化期間の終了する令和 4 年度以降も、感染症対策や防災・減災、国土強靭化、地方創生の推進に係る取組や、2022 年度から団塊の世代が 75 歳以上に入り始めるによる社会保障関係費の増加など、地方の行政需要が増嵩していることをふまえ、地方一般財源総額実質同水準ルールを堅持し、地方が安定的な財政運営に必要とする総額を確実に確保し充実させること。

(地方団体への資金繰りへの支援)

- 令和 3 年度においても、臨時財政対策債をはじめとする地方債に対する公的資金の増額確保や特別減収対策債の延長が行われるなど地方団体の資金繰りへの対策が

講じられているところであるが、引き続き、感染症の影響や地方税収の動向を注視し、想定を超える大幅な減収が生じた場合には、令和2年度の措置もふまえ、地方消費税等の税目を減収補填債の対象に加えるなど、必要な対策を講ずること。